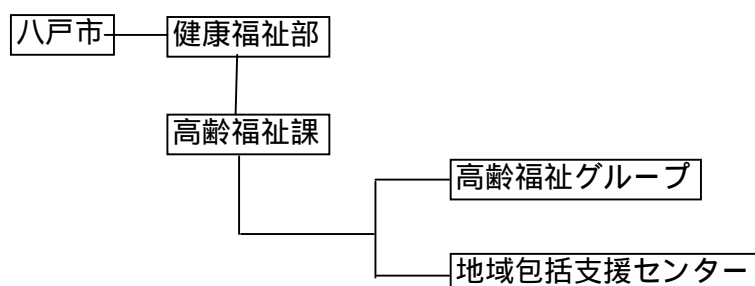


## 目標達成のための具体的施策

# 目標達成のための具体的施策

## 1 地域包括支援センター

- 1) 設置 八戸市
- 2) 組織 健康福祉部高齢福祉課地域包括支援センター



- 3) 事務室 高齢福祉課
- 4) 相談室 市庁別館 1 階「地域包括支援センター相談室」  
「地域包括支援センター分室」
- 5) 職員配置 センター所長 1 名（保健師）  
保健師 5 名（うち介護支援専門員 3 名）  
社会福祉士 1 名  
主任介護支援専門員 2 名  
事務員 2 名  
【非常勤職員】  
看護師 5 名（うち介護支援専門員 3 名）  
介護支援専門員 4 名  
社会福祉士 1 名（精神保健福祉士で介護支援専門員）  
事務員 1 名
- 6) 予算額 1 2 7 , 7 7 5 千円（平成20年度包括的支援事業費）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるよう、地域ケアを支える中核機関として創設されました。

八戸市では地域包括支援センター約 6 施設分の職員を、1 ヲ所に集中的に配置することにより、スケールメリットが働き地域包括支援センターの体制強化ができました。また、介護予防ケアプラン関連の業務を分業化することで効率化することができました。さらに、各日常生活圏域を担当するランチ在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの補完的役割を担い、協力体制を常に保ちながら活動しており、順調に運営しています。

地域包括支援センターは平成21年度以降も現体制を維持して運営します。

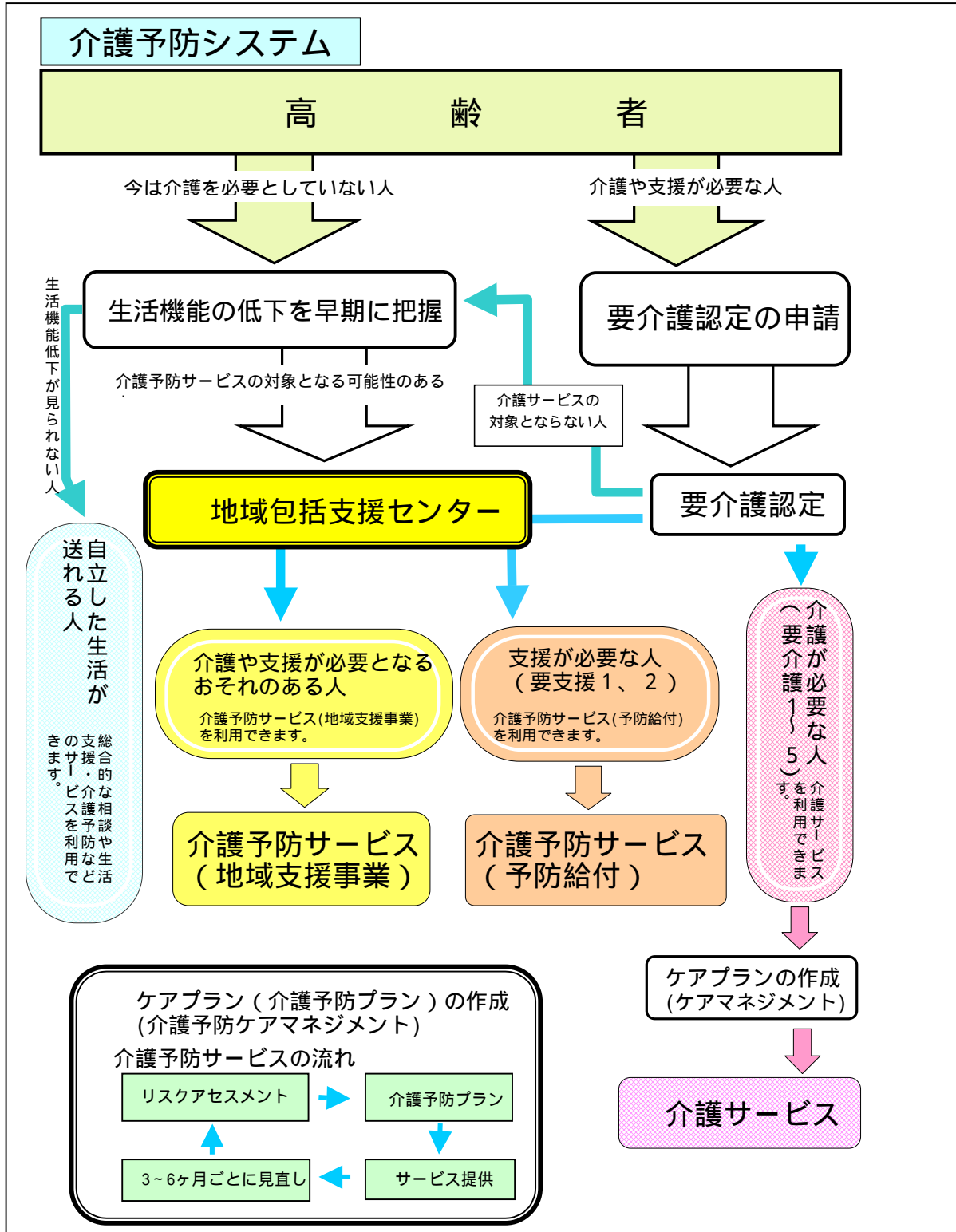
## 2 地域支援事業

介護保険法の改正により、介護予防に重点を置いた制度への転換が求められていますが、介護予防のために新たに創設された制度が、予防給付と地域支援事業です。

地域支援事業は、従来の介護予防に資する事業である、「老人保健事業」、「介護予防・地域支え合い事業」、「在宅介護支援センター運営事業」を総合的に見直し、事業の効率化を図るとともに、一体的・連続的な介護予防サービスの提供を行うものです。

当事業は、第1号被保険者に対して実施される介護予防事業、地域包括支援センターの業務である包括的支援事業、給付費の適正化や介護家族の支援を行う任意事業の3つにより構成されます。





(1) 介護予防事業

特定高齢者施策

高齢者が要支援又は要介護状態となることを予防するため、特にそのおそれのある虚弱高齢者(特定高齢者)を早期に発見するとともに、適切な介護予防プランに基づいて、特定高齢者に対し運動器の機能向上等、介護予防に資する事業を実施します。

なお、事業の実施にあたっては、おおむね3ヶ月ごとに利用者の状態像を評価するとともに、事業の実施方法等の評価を行います。

ア) 特定高齢者把握事業

・高齢者実態把握(特定高齢者)

特定健診等の機会に25項目からなる基本チェックリスト等の生活機能評価を行い、生活機能が低下している高齢者を特定高齢者として決定します。

また、特定高齢者に個別訪問して、心身および生活等の実態を把握し介護予防事業の参加を促します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定高齢者数	1,500件	1,800件	2,100件

イ) 通所型介護予防事業

・総合型介護予防事業

生活機能評価により、閉じこもり予防・支援が必要と判定された特定高齢者に対し、個別の介護予防プランを作成し、心身機能の活性化を図りながら閉じこもりを予防する通所型の事業です。

徐々に利用者の増加を図ります。

実施方法 事業実施可能な事業所へ委託(NPO法人等)

実施頻度 週1回、3か月を1クールとする

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	20人	20人	25人
延べ人員	60人	60人	75人

・運動機能向上事業

生活機能評価により、運動器の機能向上が必要と判定された特定高齢者に対し、個別の介護予防プランを作成し、高齢者でも無理なくできる筋力トレーニングやストレッチ体操等を行い、運動機能向上を図る通所型の事業です。

今後も継続して実施します。

実施方法 事業実施可能な事業所へ委託（NPO法人等）

実施頻度 週1回、3か月を1クールとする

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	40人	45人	50人
延べ人員	120人	135人	150人

・口腔機能向上事業

生活機能評価により、口腔器の機能向上が必要と判定された特定高齢者に対し、個別の介護予防プランを作成し、飲み込む機能や唾液の分泌等の改善を図る通所型の事業です。

徐々に利用者の増加を図ります。

実施方法 介護予防通所介護事業所へ委託

実施頻度 週1回、3か月を1クールとする

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	8人	10人	12人
延べ人員	24人	30人	36人

・栄養改善事業

生活機能評価により、栄養改善が必要と判定された特定高齢者に対し、個別の介護予防プランを作成し、適切な栄養の摂取方法や調理方法に関する指導等を行い、栄養状態の改善を図る通所型の事業です。

徐々に利用者の増加を図ります。

実施方法 介護予防通所介護事業所へ委託

実施頻度 週1回、6か月を1クールとする

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	8人	8人	8人
延べ人員	24人	24人	24人

ウ) 訪問型介護予防事業

・訪問指導事業

生活機能評価により、閉じこもりや認知症の予防・支援が必要と判定された特定高齢者に対し、個別の介護予防プランを作成し、保健師や看護師が心身機能の低下防止や認知症の予防のための指導を行う訪問型の事業です。

徐々に利用者の増加を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問回数	30回	36回	42回
利用実人員	5人	6人	7人

一般高齢者施策

第1号被保険者全般を対象として、介護予防に関する知識の普及啓発、地域における自主的な介護予防活動やボランティア組織の育成・支援などを実施し、介護予防活動の定着と支え合いによる地域づくりを目指します。

なお、事業の実施にあたっては、事業の投入量や参加人数などにより、事業全体の評価を行います。

ア) 介護予防普及啓発事業

・介護予防教室

高齢者に対して、介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防するため身近な場所で定期的を開催します。

実施場所 公民館、生活館、集会所等

実施方法 地域包括支援センターのランチ型在宅介護支援センターに委託

対象者数 1回当たり15人程度

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	268回	268回	268回
参加人数	4,020人	4,556人	5,092人

・ボランティア育成・活用事業

ボランティアとして活動するため、ボランティアに関する知識や技術を学びます。

その後はランチ型在宅介護支援センターが開催する介護予防教室や、その他のボランティア活動に参加します。

実施場所 公民館、生活館、集会所等

実施方法 地域包括支援センターのランチ型在宅介護支援センターに委託

対象者数 1回当たり10人程度

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	110回	110回	110回
参加人数	1,100人	1,210人	1,320人

・健康教育

寝たきりの主な原因となる脳卒中、転倒骨折、認知症などを予防するために、一般高齢者に対し、正しい知識の普及啓発を行い、日常生活において具体的に実践していけるように医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、保健師、栄養士等が健康教育を行います。

実施場所 地区公民館等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	105回	105回	105回
参加人数	2,750人	2,750人	2,750人

イ) 地域介護予防活動支援事業

・生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が社会の各分野で培った豊かな経験と知識・技能を活かした社会参加の機会づくり、また、生きがいと健康の増進を図ることを目的として、地域の各種団体の参加と協力のもとに、各種活動を提供します。

三世代交流事業

文化伝承、世代間の交流を通して、子どもと地域の高齢者との交流を図り、高齢者の社会参加を促します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	17回	17回	17回
参加人数	1,470人	1,540人	1,600人

ニュースポーツ講座

スポーツや娯楽活動を通して、高齢者の健康増進を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	7回	7回	7回
参加人数	230人	235人	240人

シニアいきいき講座

高齢者向けの教養講座・趣味講座を開催し、高齢者の社会活動の促進を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	15回	15回	15回
参加人数	810人	830人	850人

ほっとサロン

小地区ごとにサロンを開催し、ふれあいや仲間づくりを通して、高齢者の孤独感を解消し、介護予防及び心身機能の維持向上を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	410回	420回	430回
参加人数	11,000人	11,100人	11,200人

・認知症予防教室

認知症予防のために、疑いのある方を早期に発見し、脳を活性化するレクリエーション(音楽、体操、ゲーム、創作活動等)を通して、生活習慣の改善ができるように脳活性化訓練教室を実施します。

実施場所 地区公民館等 3 会場

実施頻度 1 会場当たり月 1 回

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	170人	170人	170人
延べ人員	1,200人	1,200人	1,200人

・シニア楽楽運動教室

高齢者が運動器の機能向上を通じて要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域の中でのQOL(生活の質)向上を図ります。また、平成22年度からは運動教室の継続や波及を目的とし、サポーターを対象に、運動の知識や実技の確認とレベルアップのための教室を実施します。

実施場所 平成21年度 地区公民館等5会場

平成22年度以降 地区公民館等

実施回数 平成21年度 各会場月1～3回、概ね8ヶ月間

平成22年度以降 各地区年2回程度

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実人員	140人	225人	225人
延べ人員	1,365人	450人	450人

・ご当地健康体操事業

元気な高齢者を中心に、「好きだDear!八戸せんべい汁」の曲に合わせた体操を行って介護予防・健康づくりに取り組みます。普及に係る人材を育成し、各地区の介護予防教室で「八戸せんべい汁体操」に取り組みます。また、市内の通所系サービスや公民館活動を利用している高齢者へも普及を図り、全市的に介護予防、健康への意識の向上を目指します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講習会回数	50回	40回	30回
参加人数	1,500人	1,200人	900人

(2) 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント事業

ア) 特定高齢者等介護予防プラン作成数

地域包括支援センターにおいて、介護や支援が必要となるおそれのある方（特定高齢者及び一般高齢者）について、介護予防プランを作成します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定高齢者	1,500件	1,800件	2,100件
一般高齢者	1,500件	1,600件	1,700件
合計	3,000件	3,400件	3,800件

イ) 介護予防支援プラン作成数

地域包括支援センターにおいて、要支援1・2と認定された方について、介護予防支援プランを作成します。そのプラン作成について一部を居宅介護支援事業所へ委託していますが、全ての契約および委託プランの確認は地域包括支援センターが行います。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	10,214件	10,598件	11,030件
うち委託（再掲）	6,129件	6,359件	6,618件

総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、介護や各種制度のサービスだけでなく、さまざまな地域の取り組みや資源も活用しながら、自立した生活を送るための相談に応じます。

ア) 高齢者や家族に対する相談や支援

高齢者や家族の、福祉や生活に関する各種相談を受け付け、介護・保健・医療等に関する支援を行います。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域包括支援センター	600件	700件	800件
在宅介護支援センター	10,000件	11,000件	12,000件
合計	10,600件	11,700件	12,800件

イ) 高齢者実態把握(困難、その他)

民生委員等から、認知症でひとり暮らしの高齢者や日常生活に支障のある高齢者の相談を受け自宅を訪問し、実態把握を行います。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域包括支援センター	250件	280件	300件
在宅介護支援センター	2,700件	2,700件	2,700件
合計	2,950件	2,980件	3,000件

ウ) 地域見守りネットワーク

身近な町内会単位で無理なく何気なく見守りや声かけをして緊急課題の発見や安否確認を行います。援助が必要な時には関係機関、町内会長、民生委員、在宅介護支援センター等に連絡して関係者が連携して支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。見守り活動を行っている他の機関とも連携して整備します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置数	25町内	35町内	45町内

## 権利擁護事業

### ア) 高齢者虐待対策ケース会議

高齢者虐待に関する17の団体から委員を募り、年4回程度開催し意見交換を行います。  
複雑化する高齢者虐待に対し、発生した背景を分析し、より良い連携のためのネットワーク構築に向けた検討を行うとともに、高齢者虐待の取り組みを各関係団体へ情報提供します。

### イ) 高齢者虐待対応

65歳以上の高齢者に対し、高齢福祉課に「高齢者あんしん相談窓口」を設置し、高齢者虐待の通報、相談、連絡に対応します。

虐待の相談内容により、状況の把握、事実の確認に努め、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、一時的に施設入所等による保護を行い、関係機関との連携を図り対応します。

### ウ) 啓発活動

市民および専門職が高齢者虐待への正しい知識を得ることで、防止および早期発見につながるよう虐待等防止フォーラムの開催や、出前講座の開催、各関係機関へのパンフレット等の配布を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント事業

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する研修や支援困難事例等への指導・助言を行います。

ア) 包括的支援事業研修会

在宅介護支援センター職員や介護予防ケアマネジメント業務に携わる職員等が、地域包括ケアを推進する上で必要な知識・技術を習得するために、研修会を開催します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	5回	5回	5回

イ) 介護支援専門員個別支援

介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、個別に指導・助言等の支援を行い、必要時には同行訪問や関係機関と連携し、ケア会議を行います。

今後も研修会等で介護支援専門員のスキルアップを図りながら、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員とも協力して対応します。

ウ) ケアプラン作成指導研修

居宅介護支援事業所の管理者等のケアマネジメント力と支援困難事例等への対応能力の向上を図るために、研修会や事例検討会を開催し、より良いケアプラン作成に向けて支援します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修会回数	2回	2回	2回
参加人数	230人	230人	230人

エ) 医療機関との連携体制づくり

介護支援専門員と医療機関が連携するために「地域連携意見交換会」を開催します。地域連携意見交換会では、連携における課題を検討したり、情報交換等を行い、高齢者を包括的・継続的に支援します。

地域連携意見交換会

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	2回	2回	2回
参加機関	居宅介護支援事業所代表、八戸地域介護支援専門員協議会、青森県介護支援専門員協会八戸支部、医療機関（平成19年度から精神科参加）		
参加人数	70人	70人	70人

(3) 任意事業

家族介護継続支援事業

ア) 介護用品支給事業

要介護認定で要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ等）を支給します。（1人年間75,000円以内）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支給人員	160人	170人	180人

イ) 介護慰労金支給事業

65歳以上で在宅の寝たきり高齢者や認知症のある高齢者を1年以上にわたり介護している同居の介護者に対し、介護慰労金を支給します。（1人年間3万円）

ウ) 認知症高齢者見守り事業

地域において認知症高齢者と家族を支えるために、認知症の早期発見、ケア等を行う体制を構築するひとつとして、認知症高齢者見守り事業を行います。

認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する認知症サポーターを、学校や職場等で養成します。また、認知症サポーターを養成する講師であるキャラバン・メイトの活動を支援します。

キャラバン・メイトの組織化に向けた検討を行うとともに、認知症サポーターが地域でどのような活動ができているかを検証しながら、見守り体制を推進します。

また、若年性認知症者についても関係機関と連携し支援体制の構築を検討します。

地域自立生活支援事業

ア) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及啓発に努め、必要な方が制度を正しく利用できるように支援するとともに、市長による審判開始の申立てやその際の経費助成等、必要な体制の整備を図ります。

イ) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない(担当の介護支援専門員がいない)要介護者等の住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、支援金を支給します。

### 3 市独自の在宅福祉サービス

#### (1) 生きがい対策事業

##### 鷗盟大学運営事業

生涯学習の理念のもとに鷗盟大学を開設し、高齢者の学習活動を推進することにより老後の生きがいの増進を図っています。現在は、生活福祉科と園芸科の2科で2年間にわたって学習の機会を提供しており、今後も多くの高齢者の生涯学習を支援します。

##### 社会奉仕活動促進事業

高齢者の社会参加を促進し、生きがいと健康増進を図るため、社会奉仕活動等を促進しています。現在は八戸市老人クラブ連合会に委託して、社会奉仕活動・寿作品展・菊づくり等の活動を実施しており、今後も高齢者の生きがいと健康づくりに資するよう、実施内容の充実等も検討しながら、体制の整備を図ります。

##### 地区敬老会助成事業

地区民生委員児童委員協議会が開催する敬老会に対し補助金を交付し、75歳以上の高齢者の長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、また生きがいの増進に寄与するよう、敬老会の活動を支援します。

##### 敬老祝金支給事業

長寿の高齢者に対して敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらいます。

#### (2) 生活支援事業

##### 老人福祉電話設置事業

現に電話を保有していない低所得のひとり暮らし高齢者に電話を貸与し、コミュニケーション手段を確保することにより、緊急事態時の不安・社会的孤立感の解消を図ります。

ひとり暮らし高齢者等が増加してきていることから、必要に応じて増設に努め、体制の整備を図ることが必要です。

緊急通報装置貸与事業

高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や心身機能の低下により援護を要する高齢者がますます増えると予測されることから、日常生活における不安の解消と生命の安全確保を図るため、必要に応じて緊急通報装置を貸与します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置台数	170台	180台	190台

生きがい活動支援通所事業

平成19年度から、順次介護予防重視型システムへの転換を図っていることから、利用者数は減少し続けています。

今後も、介護予防通所介護等との整合を図りながら、介護予防重視型システムへの転換を目指します。

軽度生活援助事業

予防重視型システムへの転換を目指し、介護保険の対象にならない高齢者に、買い物、整頓等の家事援助を行います。

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理が困難な高齢者に、寝具一式の洗濯・乾燥・消毒サービスもしくは乾燥・消毒サービスを提供します。

(3) 老人日常生活用具給付事業

介護保険の給付種目でない下記の日常生活用具について、ひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るために給付します。

老人日常生活用具給付事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電磁調理器	4件	4件	4件
火災警報機	2件	2件	2件
自動消火器	2件	2件	2件

## 4 老人福祉サービスの拠点整備

### (1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、おおむね65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設です。

現在、市内に1ヶ所が整備されており、約60人が入所生活をしています。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
定員	60人	60人
施設数	1ヶ所	1ヶ所

### (2) ケアハウス

ケアハウスは、60歳以上で身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安のある方で、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる施設です。

現在、市内に5ヶ所が整備されています。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
定員	170人	170人
施設数	5ヶ所	5ヶ所

### (3) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設です。大別して、介護が必要となったとき、施設内部で介護が受けられる介護付と、外部からの介護サービス導入が必要な住宅型があります。

		平成20年度末整備数	平成23年度目標数
介護付	定員	129人	129人
	施設数	3ヶ所	3ヶ所
住宅型	定員	472人	
	施設数	13ヶ所	

住宅型有料老人ホームの整備は、届出制であるため、目標数を定めていません。

(4) 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立した生活をするに不安のある者を、短期間(おおむね1ヶ月から3ヶ月)ごく低額の利用料で受け入れる施設です。

この施設には生活援助員が配置され、入居者への生活支援機能も持っています。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
定員	20人	20人
施設数	2ヶ所	2ヶ所

(5) 老人福祉センター

地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に提供する施設です。

本市においては、昭和55年に老人福祉センター馬淵荘を開設して以来、いこいの場、健康づくり・仲間づくりの場として、地域住民に利用されています。

また、介護予防という観点からも、健康教室や教養講座などの、生きがいと健康づくり推進事業を展開する拠点施設として運営されています。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
施設数	2ヶ所	2ヶ所

(6) 老人いこいの家

老人いこいの家は、家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加の一環として、60歳以上の高齢者に対し、知識の向上、レクリエーション等のための場を供与する施設です。現在、市内に5ヶ所が整備されています。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
施設数	5ヶ所	5ヶ所

(7) 老人介護支援センター

老人介護支援センターは、地域の居宅において介護を受ける高齢者、またはその介護者等に対し、在宅介護に係る総合的な相談に応じ、介護予防や介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、福祉の向上を図る施設です。

	平成20年度末整備数	平成23年度目標数
基幹型老人介護支援センター	1ヶ所	1ヶ所
地域型老人介護支援センター	20ヶ所	20ヶ所

## 5 介護保険サービス等

### (1) 平成26年度までの将来推計

表1-1は、平成26年度の目標に向けて、第4期計画(平成21年度～)以降のサービス量等を見込むにあたっての基礎となる数値となります。

国が基本指針で示した目標値を遵守し、介護保険事業を展開していきます。

#### 介護保険3施設及び介護専用型居住サービスの適正な整備

国が示している施設整備( )に関する参酌標準は、第3期計画と同様、平成26年度に、要介護2～5に対する介護保険3施設+介護専用型居住系サービス利用者の割合を37%以下とすることです。

本市においては、要介護認定者の中・重度化による要介護2～5の方の増加や、介護療養病床から医療療養病床への転換による介護保険施設利用者の減少により、施設整備に関する参酌標準を達成できる見込となっています。

( )ここでいう施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設及び、認知症高齢者グループホーム(GH)、介護専用型特定施設をいいます。

#### 介護保険3施設利用者の重度者への重点化

3施設を利用するにあたって、在宅介護が困難な方が多い重度者(要介護4・5)を優先するように国が目標値を示しています。その目標値は、第3期計画と同様、平成26年度に施設利用者全体に対する要介護4・5の割合を70%以上とすることです。

本市においては、平成20年度で63.5%となっています。平成26年度までに70%以上とすることを目指します。

表1-1 平成26年度までの将来推計

	第3期計画			第4期計画			第5期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援・要介護認定者数 合計 (自然体)	8,193人	8,301人	8,659人	9,179人	9,712人	10,254人	10,686人	11,117人	11,487人
要支援1・2、要介護1の認定者数 (自然体)	3,768人	3,501人	3,394人	3,550人	3,693人	3,845人	4,008人	4,169人	4,309人
要介護2～5の認定者数 (自然体)	4,425人	4,800人	5,265人	5,629人	6,019人	6,409人	6,678人	6,948人	7,178人
要支援・要介護認定者数 合計 (予防給付の効果反映後)	8,193人	8,301人	8,659人	9,179人	9,711人	10,253人	10,685人	11,116人	11,486人
要支援1・2、要介護1の認定者数 (予防給付の効果反映後)	3,768人	3,501人	3,400人	3,565人	3,719人	3,882人	4,057人	4,230人	4,383人
要介護2～5の認定者数 (予防給付の効果反映後) A	4,425人	4,800人	5,259人	5,614人	5,992人	6,371人	6,628人	6,886人	7,103人
施設利用者数 B	1,365人	1,394人	1,408人	1,409人	1,480人	1,491人	1,397人	1,397人	1,397人
介護老人福祉施設	516人	527人	521人	521人	566人	575人	575人	575人	575人
介護老人保健施設	641人	647人	661人	751人	751人	764人	764人	764人	764人
介護療養型医療施設	182人	193人	198人	108人	108人	94人			
地域密着型介護老人福祉施設	26人	27人	28人	29人	55人	58人	58人	58人	58人
介護専用型居住系サービス利用者数 C	498人	483人	502人	498人	498人	499人	499人	499人	499人
認知症対応型共同生活介護(予防除く)	469人	454人	456人	451人	451人	452人	452人	452人	452人
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	29人	29人	29人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人
施設+介護専用型居住系サービス利用者数 (B+C) D	1,863人	1,877人	1,910人	1,907人	1,978人	1,990人	1,896人	1,896人	1,896人
要介護2～5に対する施設+介護専用型 居住系サービス利用者数の割合 (D/A)	42.1%	39.1%	36.3%	34.0%	33.0%	31.2%	28.6%	27.5%	26.7%
施設利用者数(再掲) B	1,365人	1,394人	1,408人	1,409人	1,480人	1,491人	1,397人	1,397人	1,397人
うち要介護4・5 E	860人	896人	894人	905人	970人	982人	940人	960人	978人
うち要介護4・5の者の割合 E/B	63.0%	64.3%	63.5%	64.2%	65.5%	65.9%	67.3%	68.7%	70.0%

各年度9月末現在の実績・推計値。

介護療養病床からの転換分を含み、医療療養病床からの転換分を除く。

## (2) 第4期のサービス基盤整備方針

### 基本方針

第4期のサービス基盤整備方針としては、第3期と同様、国が示す施設整備に係る参酌標準を遵守するとともに、整備済サービスの供給量、給付費と保険料負担のバランスを勘案し、既に充実しているサービスの整備は見込まず、不足しているサービスの整備を見込みます。

### 施設・居住系サービスについて

施設整備に係る参酌標準を遵守することを前提に、市としては、不足している介護老人福祉施設( )の整備を増床で60床分見込みます。それ以外の介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム及び特定施設は第3期と同様、新規開設、新規定員増を見込みません(療養病床からの転換分を除く)。

( )利用状況については「 4(3) 介護老人福祉施設の利用状況」を参照。

### 居宅サービスについて

通所系サービスについては、整備が進んでいることから( )、他の不足しているサービスとのバランスを考慮し、新規開設、新規定員増を見込みません。

短期入所生活介護(ショートステイ)は、公募する地域密着型介護老人福祉施設と併設する形で10床分見込みます。

( )利用状況については「 4(1) 通所系サービスの利用状況、通所リハビリテーションの利用状況」を参照。

### 地域密着型サービスについて

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるようにするため、平成18年度より地域密着型サービスが創設されました。地域密着型サービスは、日常生活圏域( )ごとの各種サービスの供給体制や、ニーズ等を勘案し、市町村が主体となって事業者を指定することとなっています。サービスの類型は以下の6種類となっておりますが、第4期においては、上記 基本方針に基づき、適正なサービスの整備を見込みます。

( )日常生活圏域の詳細データについては、「資料編」を参照。

#### ア) 夜間対応型訪問介護

従来からあった夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせた新たなサービスです。第3期に1ヵ所整備を見込み、公募しましたが、申込はありませんでした。第4期においては、既存の訪問介護のサービスで夜間に対応することとし、整備を見込んでいません。

#### イ) 認知症対応型通所介護

従来の通所介護サービスを、さらに認知症ケアに特化させたサービスです。認知症高齢者の個々の様態や希望に応じて、柔軟なサービスを提供します。

第3期では、既存の通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション）の定員を、認知症対応型通所介護にシフトして開設する形で公募を行い、18年度は2ヵ所、19年度は1ヵ所選定し、20年度は申込がありませんでした。現在、みなし指定を合わせると6ヵ所整備されています。

通所系サービスは整備が進んでいることから、第4期においては、他の不足しているサービスとのバランスを考慮し、整備を見込んでいません。

#### ウ) 小規模多機能型居宅介護

登録した利用者（定員25人以下）を対象に、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせで多機能なサービスを提供します。

第3期では、既存の通所系サービスの定員をシフトして開設する形で公募を行いました。一方、新規開設の公募では、6ヵ所選定を行いました。

第4期においては、公募選定による4ヵ所の新規整備を見込んでいます。

#### エ) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者を対象に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

第3期では、施設整備に係る参酌標準に基づき、整備は見込んでいませんでした。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は整備が進んでいることから（ ）、第4期においては、他の不足しているサービスとのバランスを考慮し、整備を見込んでいません。

（ ）利用状況については「 4（2） 認知症対応型共同生活介護の利用状況」を参照。

オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設において、要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を提供します。

第3期では医療療養病床からの転換による整備が見込まれています。第4期中においては、新たな整備を見込んでいません。

カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模（定員29人以下）の介護老人福祉施設において、要介護者である入所者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を提供します。

介護老人福祉施設は不足していることから、第4期においては、施設整備に係る参酌標準を遵守することを前提に、ショートステイを10床併設する形で1ヵ所の新規整備を見込んでいます。

表2-1 第4期(平成21~23年度)サービス基盤整備(必要定員総数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス				
通所介護	1,128人	1,128人	1,128人	1,128人
通所リハビリテーション	728人	728人	728人	728人
短期入所生活介護(ショートステイ) 1	158人	158人	168人	168人
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	32人	32人	32人	32人
非転換分	32人	32人	32人	32人
介護療養病床からの転換分		0人	0人	0人
特定施設入居者生活介護(混合型)	97人	97人	97人	97人
非転換分	97人	97人	97人	97人
介護療養病床からの転換分		0人	0人	0人

1...短期入所生活介護(ショートステイ)の定員増は、21年度公募を予定している地域密着型介護老人福祉施設との併設として見込んでいる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
認知症対応型通所介護	62人	62人	62人	62人
小規模多機能型居宅介護 2	4カ所	6カ所	6カ所	10カ所
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	437人	437人	437人	437人
非転換分	437人	437人	437人	437人
介護療養病床からの転換分		0人	0人	0人
地域密着型特定施設	17人	17人	17人	17人
非転換分	17人	17人	17人	17人
介護療養病床からの転換分		0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設 3	29床	29床	58床	58床
非転換分	29床	29床	58床	58床
介護療養病床からの転換分		0床	0床	0床

2...小規模多機能型居宅介護の増は、22年度公募、23年度サービス開始として見込んでいる。

3...地域密着型介護老人福祉施設の定員増は、21年度公募、22年度サービス開始として見込んでいる。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設サービス				
介護老人福祉施設 4	523床	523床	583床	583床
非転換分	523床	523床	583床	583床
介護療養病床からの転換分		0床	0床	0床
介護老人保健施設	730床	840床	840床	853床
非転換分	730床	730床	730床	730床
介護療養病床からの転換分		110床	110床	123床
介護療養型医療施設	237床	127床	127床	114床
他施設等への転換分		110床	110床	123床

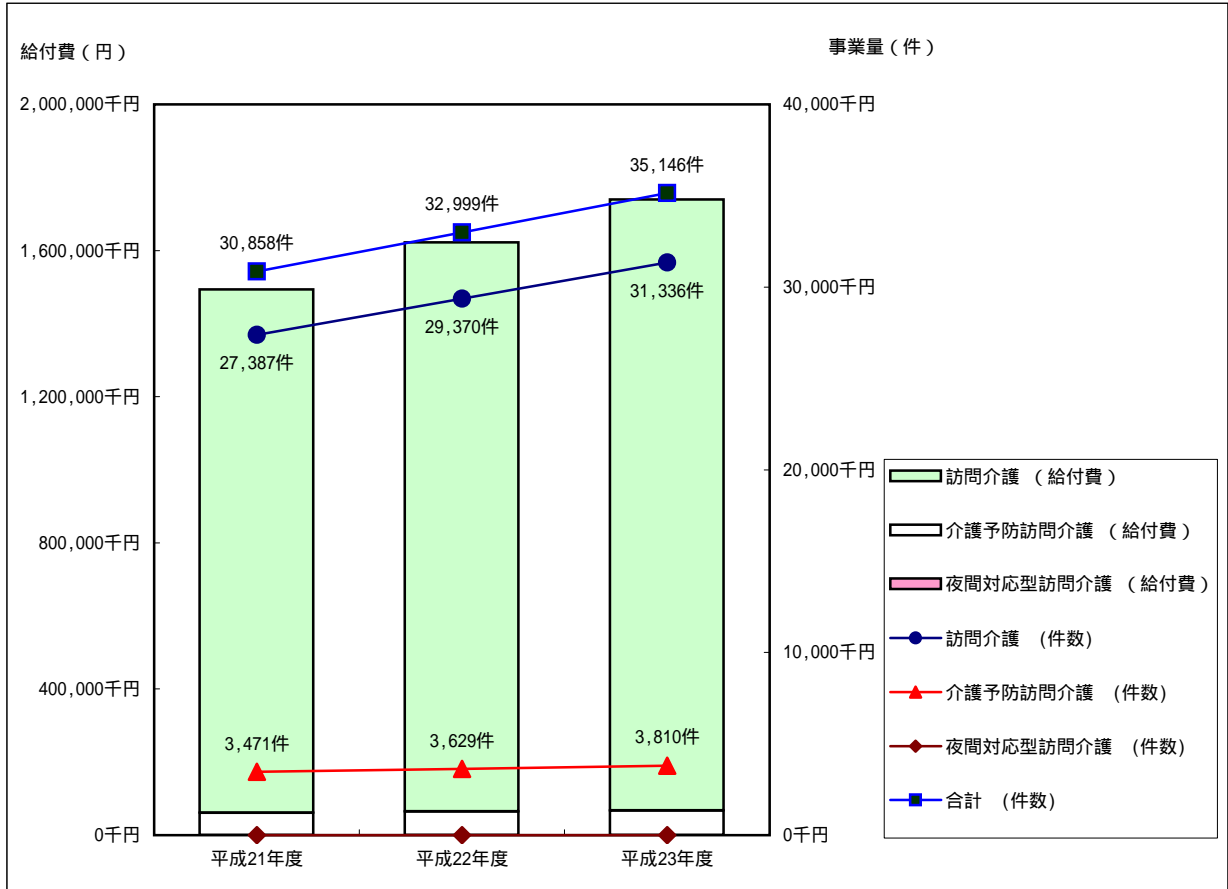
4...介護老人福祉施設の定員増は、市としては、22年度整備事業及びサービス開始で、既存の介護老人福祉施設の増床分として見込んでいる。

表2-2 医療療養病床からの転換分(必要定員総数設定外)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設・居住系サービス				
介護老人福祉施設		0床	0床	0床
介護老人保健施設		0床	0床	59床
介護療養型医療施設		0床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		0人	0人	0人
地域密着型特定施設		0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設		0床	0床	0床

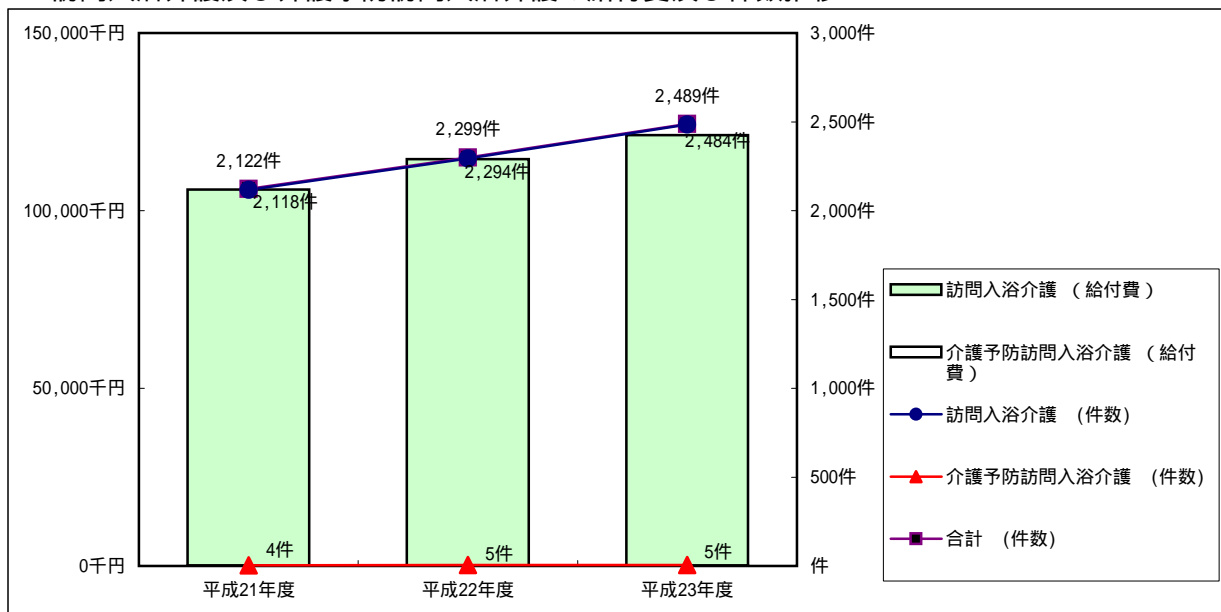
(3) 各介護(予防)サービス量等の見込み

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護の給付費及び件数推移



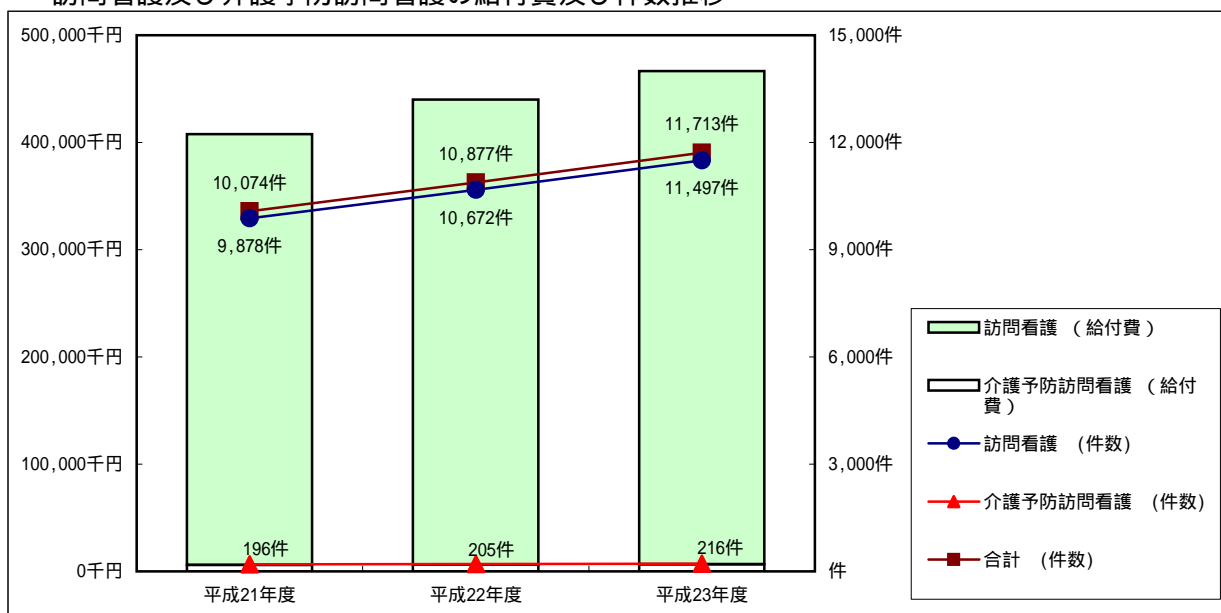
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	給付費	1,432,202千円	1,558,186千円	1,672,429千円
	件数	27,387件	29,370件	31,336件
介護予防訪問介護	給付費	61,646千円	64,467千円	67,660千円
	件数	3,471件	3,629件	3,810件
夜間対応型訪問介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	件数	0件	0件	0件
合計	給付費	1,493,848千円	1,622,653千円	1,740,089千円
	件数	30,858件	32,999件	35,146件

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の給付費及び件数推移



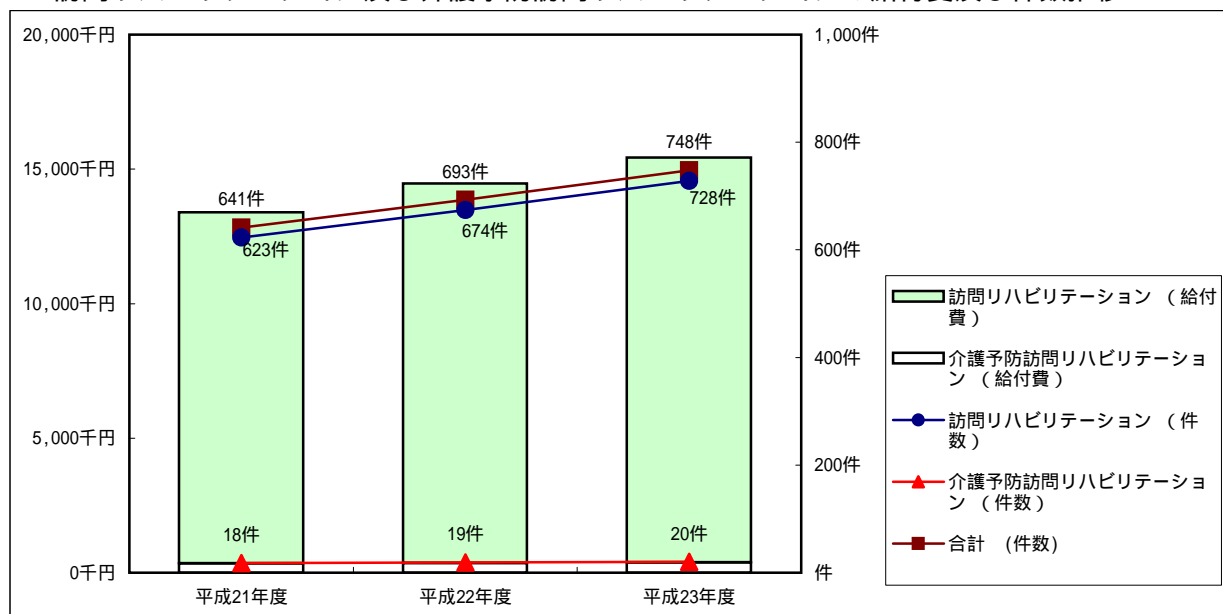
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護	給付費	105,901千円	114,440千円	121,249千円
	件数	2,118件	2,294件	2,484件
介護予防訪問入浴介護	給付費	47千円	55千円	55千円
	件数	4件	5件	5件
合計	給付費	105,948千円	114,495千円	121,304千円
	件数	2,122件	2,299件	2,489件

訪問看護及び介護予防訪問看護の給付費及び件数推移



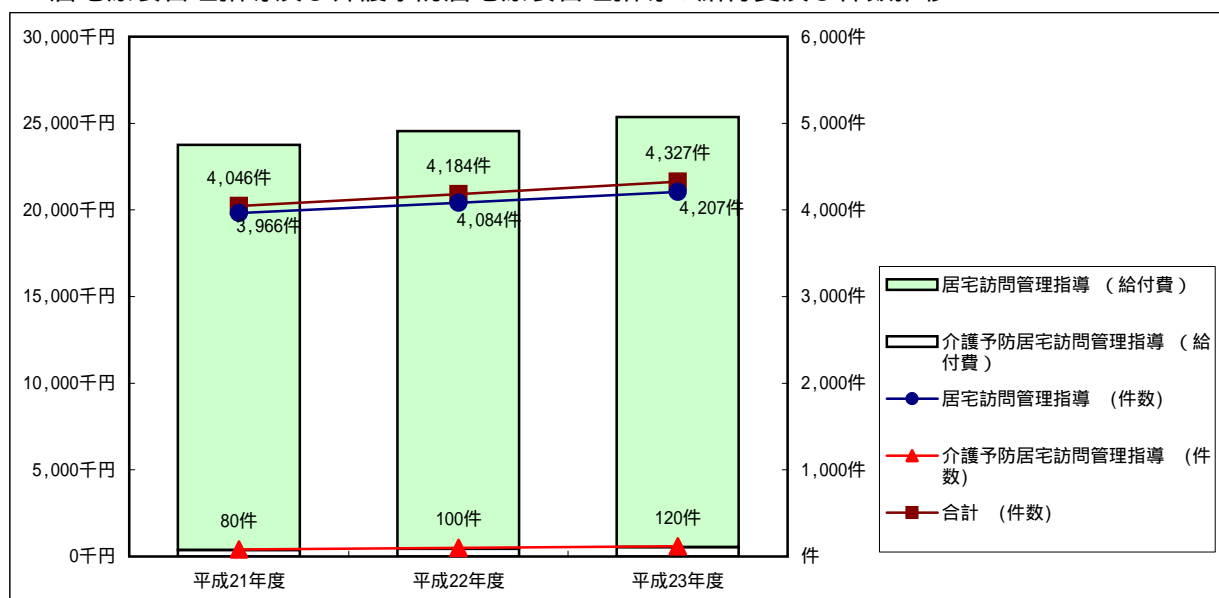
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護	給付費	401,877千円	433,672千円	460,006千円
	件数	9,878件	10,672件	11,497件
介護予防訪問看護	給付費	6,032千円	6,308千円	6,614千円
	件数	196件	205件	216件
合計	給付費	407,909千円	439,980千円	466,620千円
	件数	10,074件	10,877件	11,713件

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの給付費及び件数推移



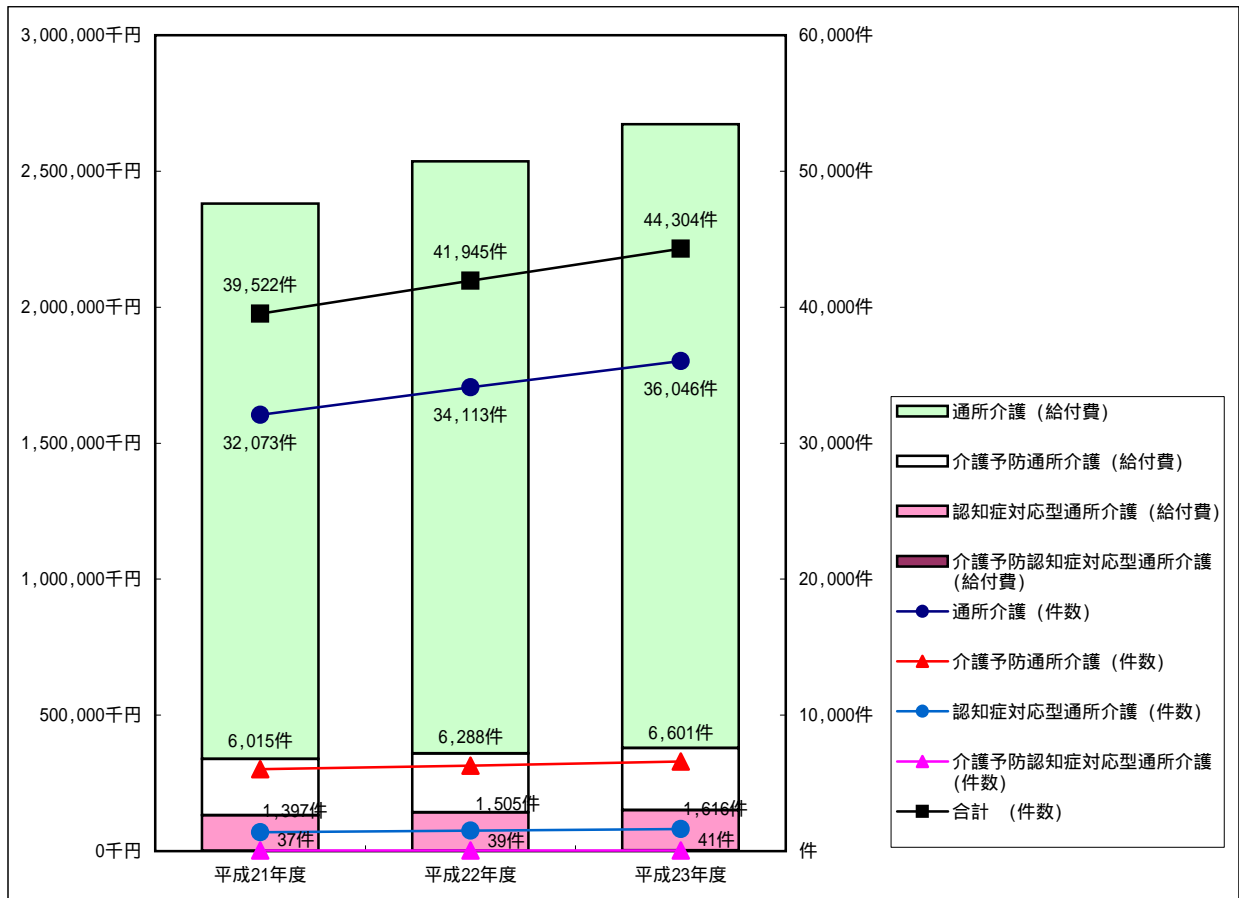
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリテーション	給付費	13,054千円	14,114千円	15,055千円
	件数	623件	674件	728件
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	345千円	359千円	379千円
	件数	18件	19件	20件
合計	給付費	13,399千円	14,473千円	15,434千円
	件数	641件	693件	748件

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の給付費及び件数推移



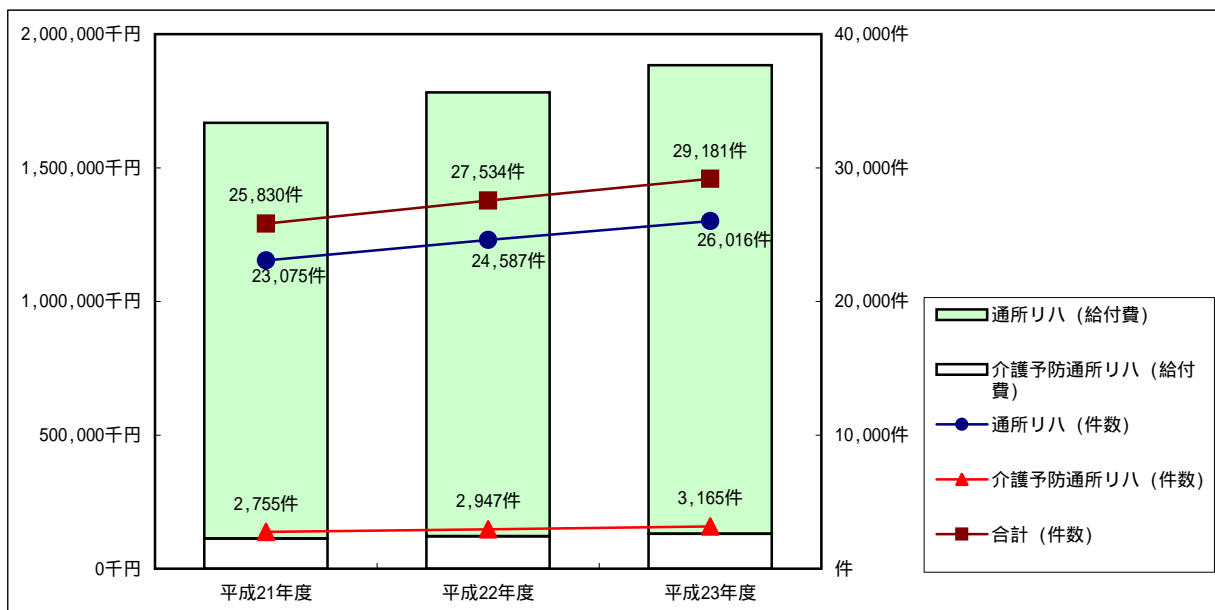
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅訪問管理指導	給付費	23,395千円	24,097千円	24,820千円
	件数	3,966件	4,084件	4,207件
介護予防居宅訪問管理指導	給付費	361千円	451千円	541千円
	件数	80件	100件	120件
合計	給付費	23,756千円	24,548千円	25,361千円
	件数	4,046件	4,184件	4,327件

通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の給付費及び件数推移



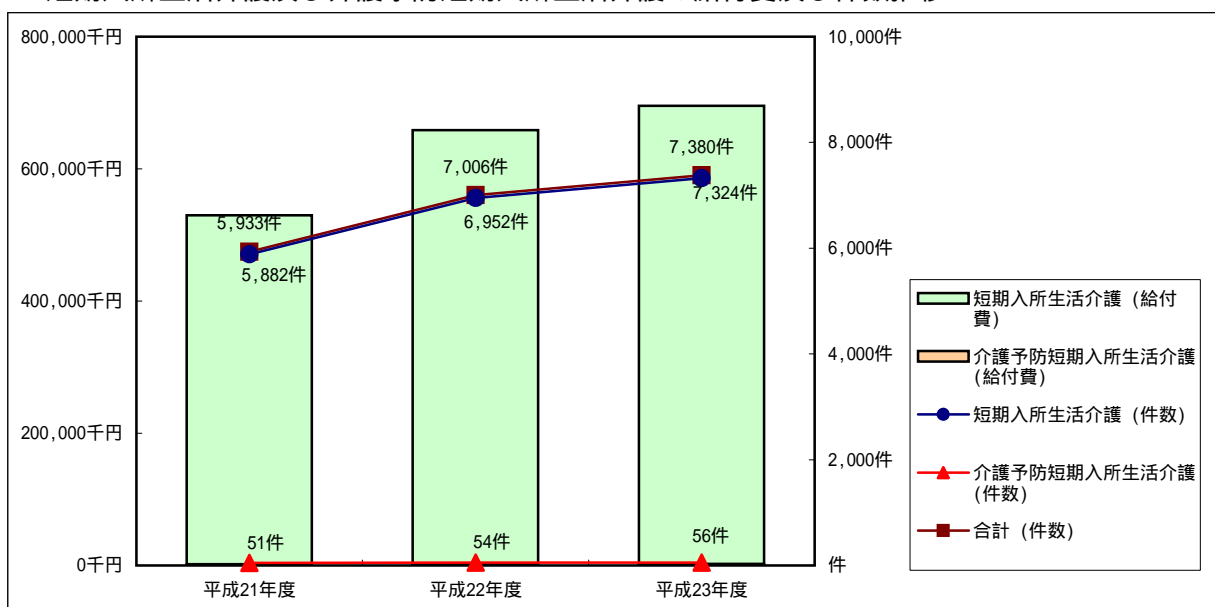
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護	給付費	2,042,223千円	2,177,383千円	2,294,469千円
	件数	32,073件	34,113件	36,046件
介護予防通所介護	給付費	207,113千円	216,635千円	227,378千円
	件数	6,015件	6,288件	6,601件
認知症対応型通所介護	給付費	130,120千円	140,391千円	149,424千円
	件数	1,397件	1,505件	1,616件
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,637千円	1,706千円	1,793千円
	件数	37件	39件	41件
合計	給付費	2,381,093千円	2,536,115千円	2,673,064千円
	件数	39,522件	41,945件	44,304件

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの給付費及び件数推移



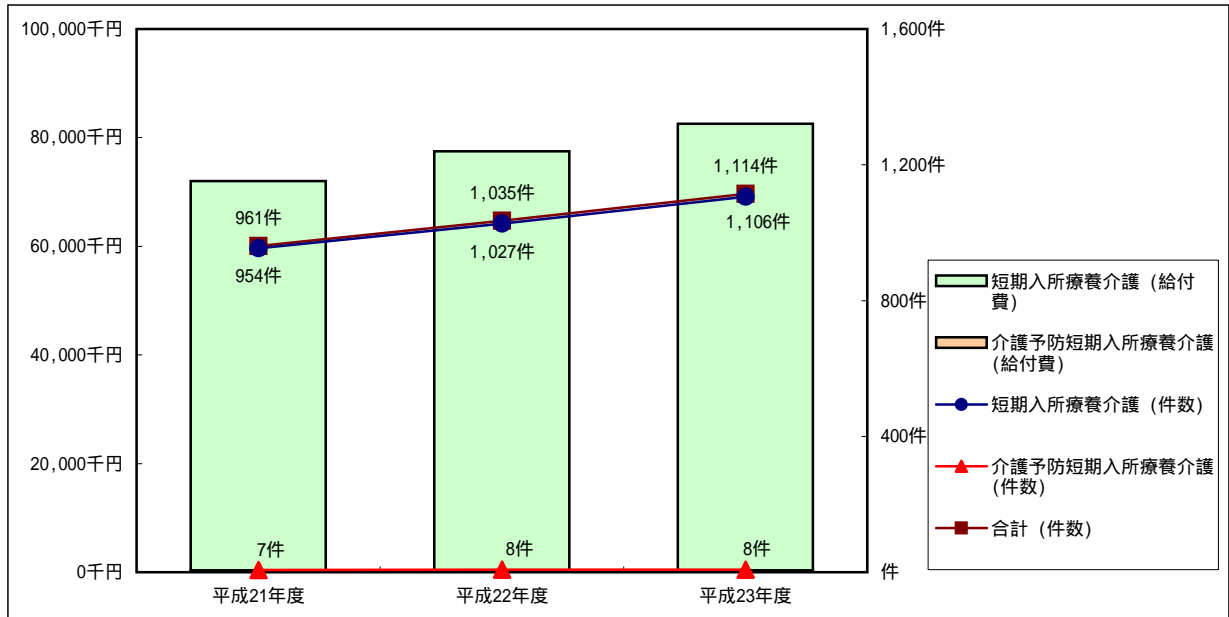
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション	給付費	1,554,838千円	1,661,103千円	1,753,565千円
	件数	23,075件	24,587件	26,016件
介護予防通所リハビリテーション	給付費	112,996千円	121,295千円	130,573千円
	件数	2,755件	2,947件	3,165件
合計	給付費	1,667,834千円	1,782,398千円	1,884,138千円
	件数	25,830件	27,534件	29,181件

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の給付費及び件数推移



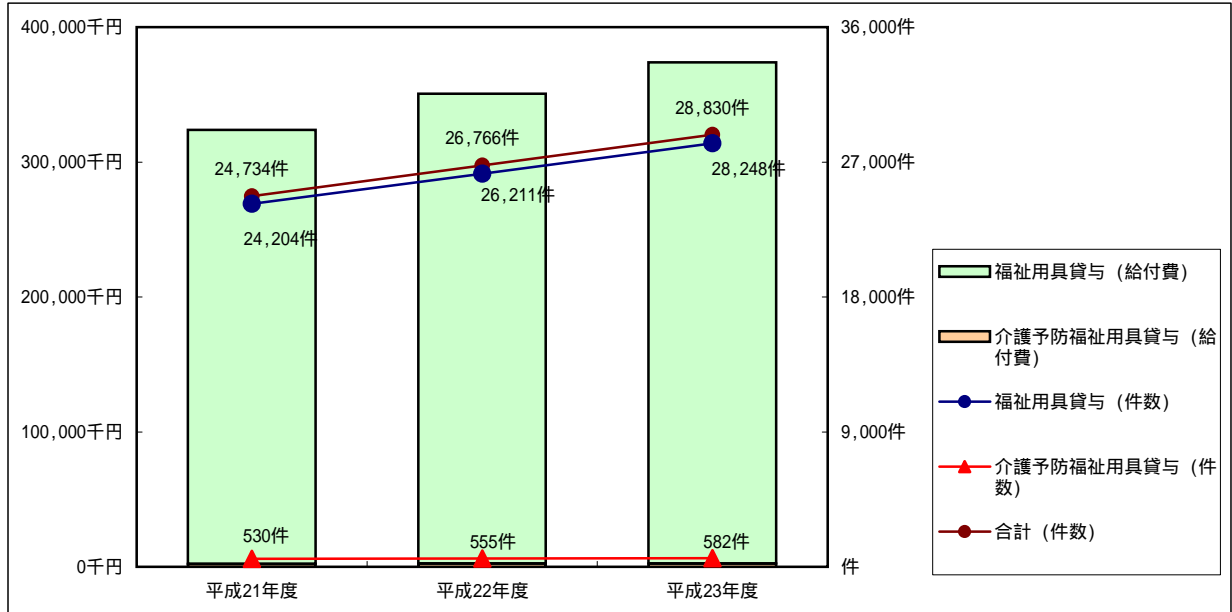
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所生活介護	給付費	528,030千円	656,944千円	693,676千円
	件数	5,882件	6,952件	7,324件
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,682千円	1,762千円	1,852千円
	件数	51件	54件	56件
合計	給付費	529,712千円	658,706千円	695,528千円
	件数	5,933件	7,006件	7,380件

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の給付費及び件数推移



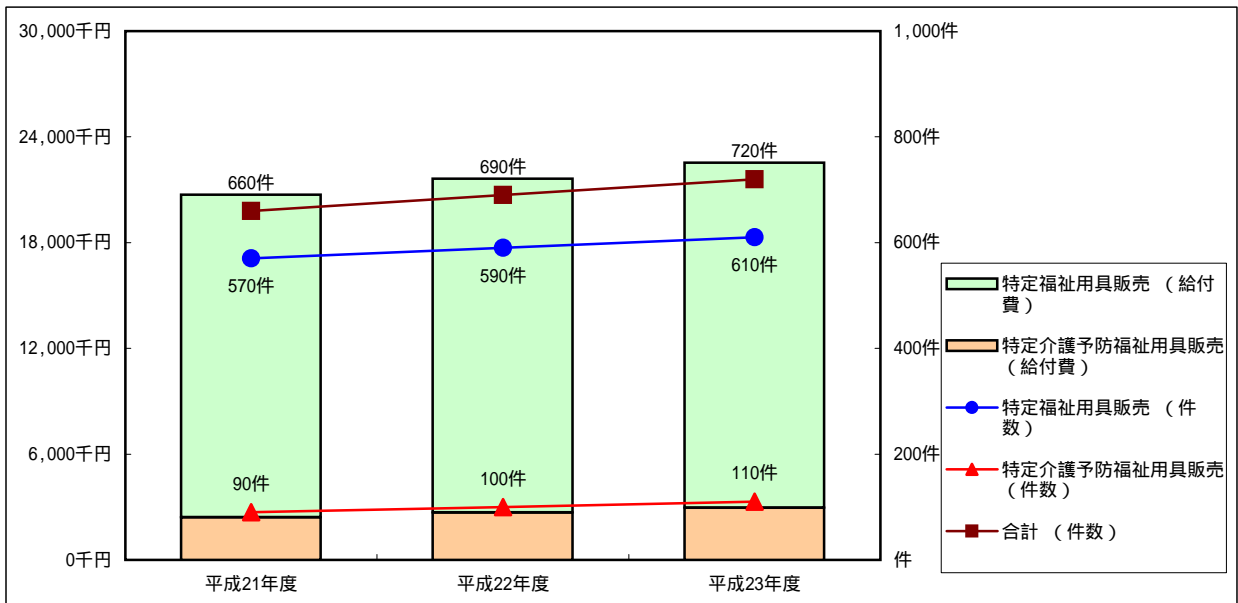
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護	給付費	71,751千円	77,198千円	82,266千円
	件数	954件	1,027件	1,106件
介護予防短期入所療養介護	給付費	272千円	286千円	301千円
	件数	7件	8件	8件
合計	給付費	72,023千円	77,484千円	82,567千円
	件数	961件	1,035件	1,114件

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の給付費及び件数推移



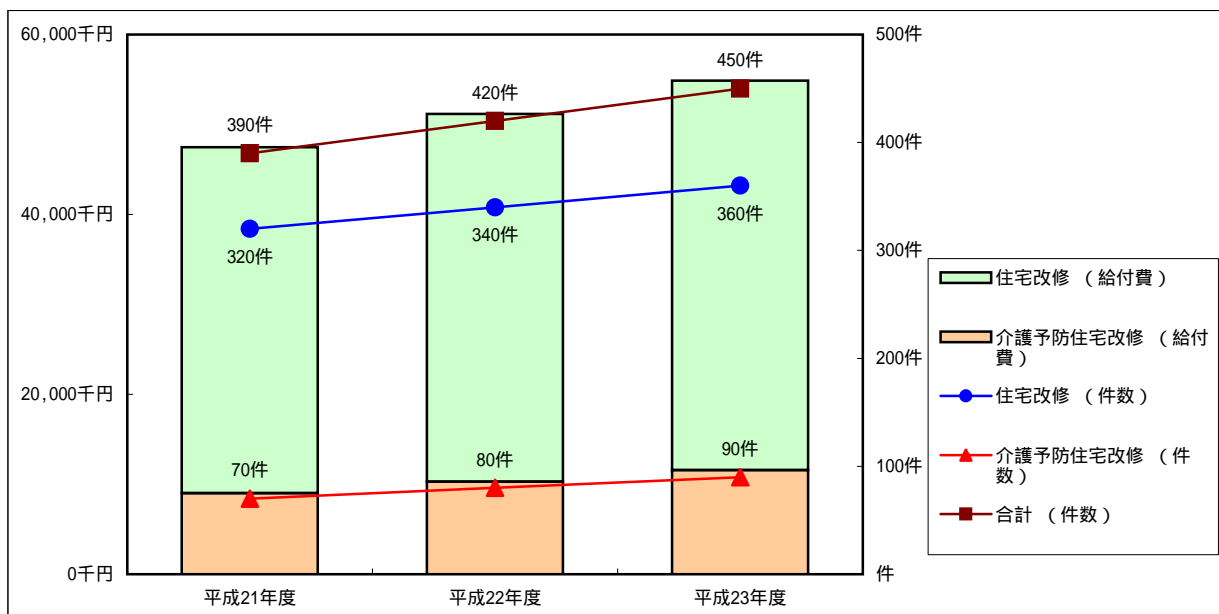
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具貸与	給付費	321,515千円	348,304千円	371,428千円
	件数	24,204件	26,211件	28,248件
介護予防福祉用具貸与	給付費	2,247千円	2,345千円	2,464千円
	件数	530件	555件	582件
合計	給付費	323,762千円	350,649千円	373,892千円
	件数	24,734件	26,766件	28,830件

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の給付費及び件数推移



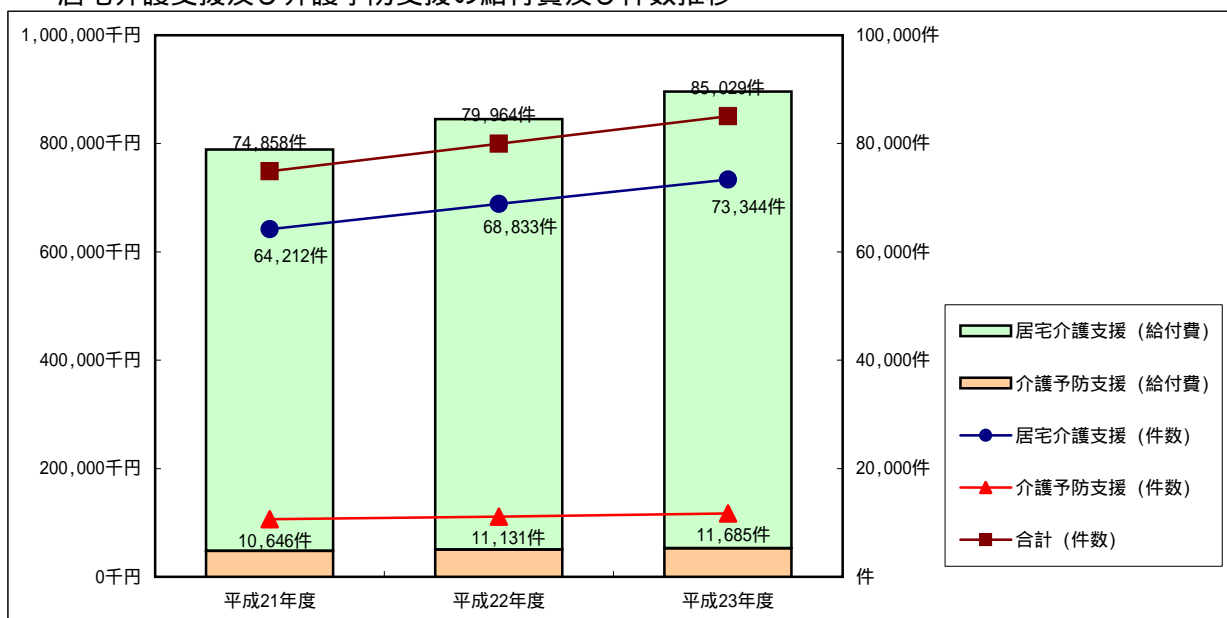
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定福祉用具販売	給付費	18,300千円	18,943千円	19,585千円
	件数	570件	590件	610件
特定介護予防福祉用具販売	給付費	2,420千円	2,689千円	2,957千円
	件数	90件	100件	110件
合計	給付費	20,720千円	21,632千円	22,542千円
	件数	660件	690件	720件

住宅改修及び介護予防住宅改修の給付費及び件数推移



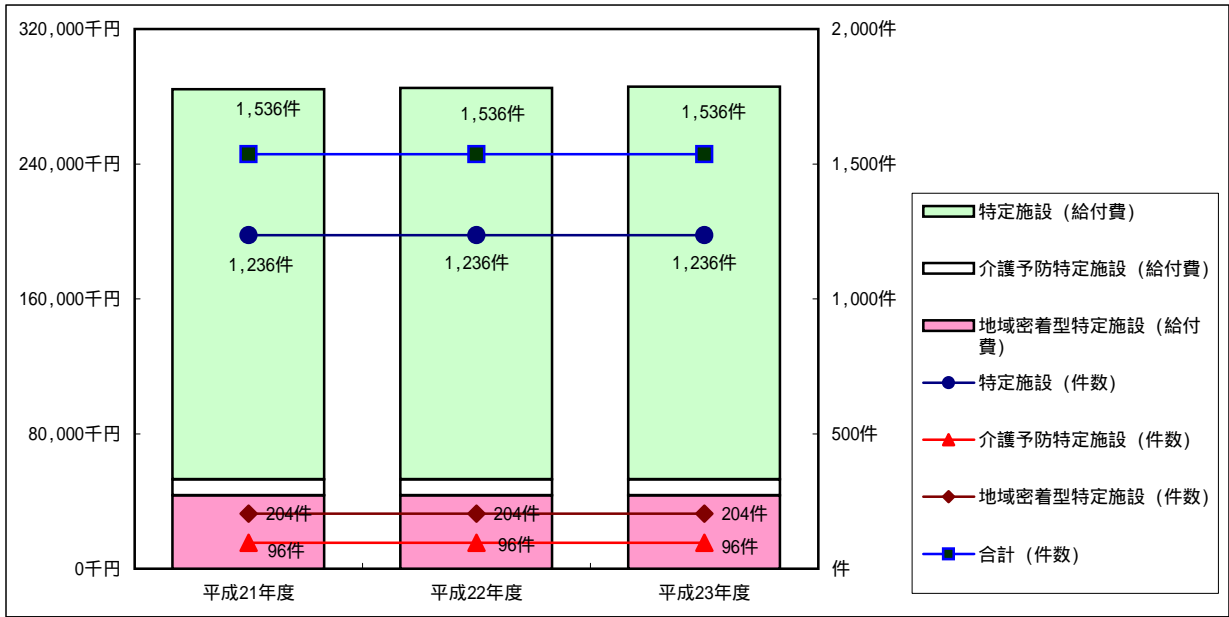
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修	給付費	38,482千円	40,887千円	43,292千円
	件数	320件	340件	360件
介護予防住宅改修	給付費	8,999千円	10,284千円	11,570千円
	件数	70件	80件	90件
合計	給付費	47,481千円	51,171千円	54,862千円
	件数	390件	420件	450件

居宅介護支援及び介護予防支援の給付費及び件数推移



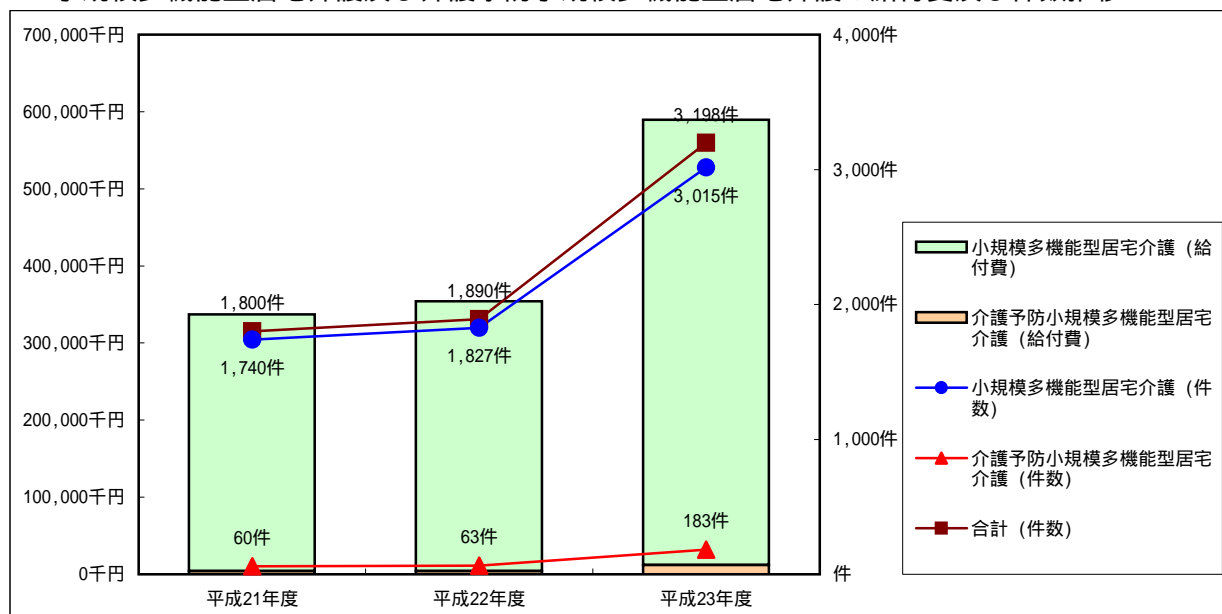
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援	給付費	741,284千円	795,273千円	843,504千円
	件数	64,212件	68,833件	73,344件
介護予防支援	給付費	47,970千円	50,156千円	52,656千円
	件数	10,646件	11,131件	11,685件
合計	給付費	789,254千円	845,429千円	896,160千円
	件数	74,858件	79,964件	85,029件

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の給付費及び件数推移



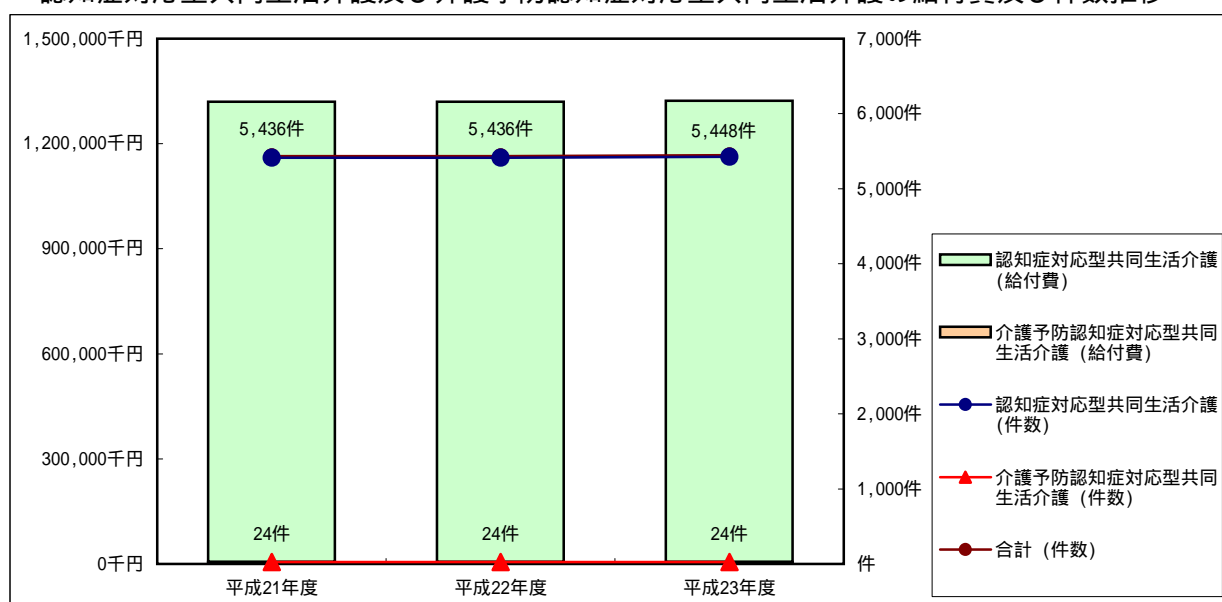
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設	給付費	231,435千円	232,217千円	232,998千円
	件数	1,236件	1,236件	1,236件
介護予防特定施設	給付費	9,362千円	9,362千円	9,362千円
	件数	96件	96件	96件
地域密着型特定施設	給付費	43,519千円	43,519千円	43,519千円
	件数	204件	204件	204件
合計	給付費	284,316千円	285,098千円	285,879千円
	件数	1,536件	1,536件	1,536件

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費及び件数推移



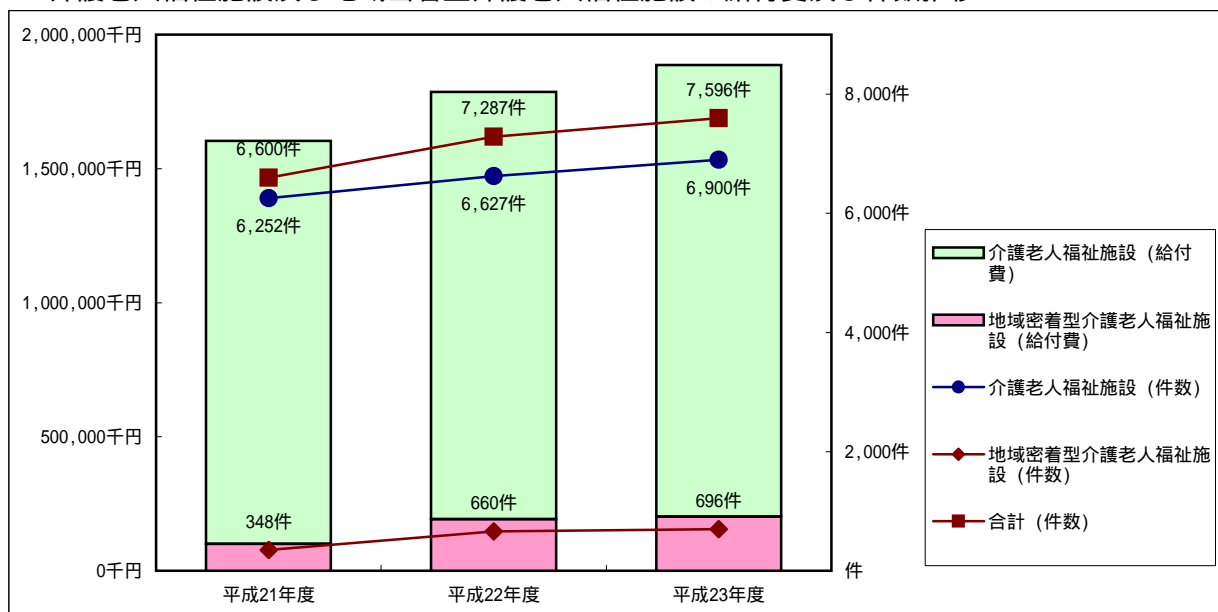
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
小規模多機能型居宅介護	給付費	333,328千円	349,994千円	577,577千円
	件数	1,740件	1,827件	3,015件
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,959千円	4,157千円	12,075千円
	件数	60件	63件	183件
合 計	給付費	337,287千円	354,151千円	589,652千円
	件数	1,800件	1,890件	3,198件

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の給付費及び件数推移



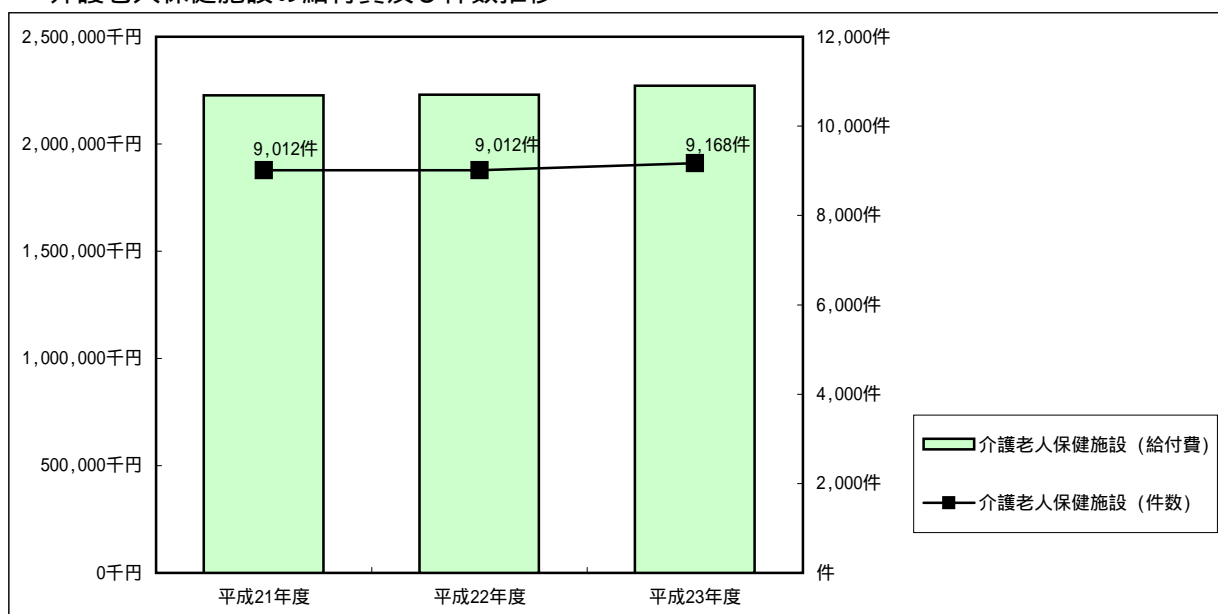
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護	給付費	1,314,128千円	1,314,128千円	1,317,186千円
	件数	5,412件	5,412件	5,424件
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	5,597千円	5,597千円	5,597千円
	件数	24件	24件	24件
合 計	給付費	1,319,725千円	1,319,725千円	1,322,783千円
	件数	5,436件	5,436件	5,448件

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費及び件数推移



		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	給付費	1,503,524千円	1,593,855千円	1,684,185千円
	件数	6,252件	6,627件	6,900件
地域密着型介護老人福祉施設	給付費	100,336千円	192,645千円	202,278千円
	件数	348件	660件	696件
合計	給付費	1,603,860千円	1,786,500千円	1,886,463千円
	件数	6,600件	7,287件	7,596件

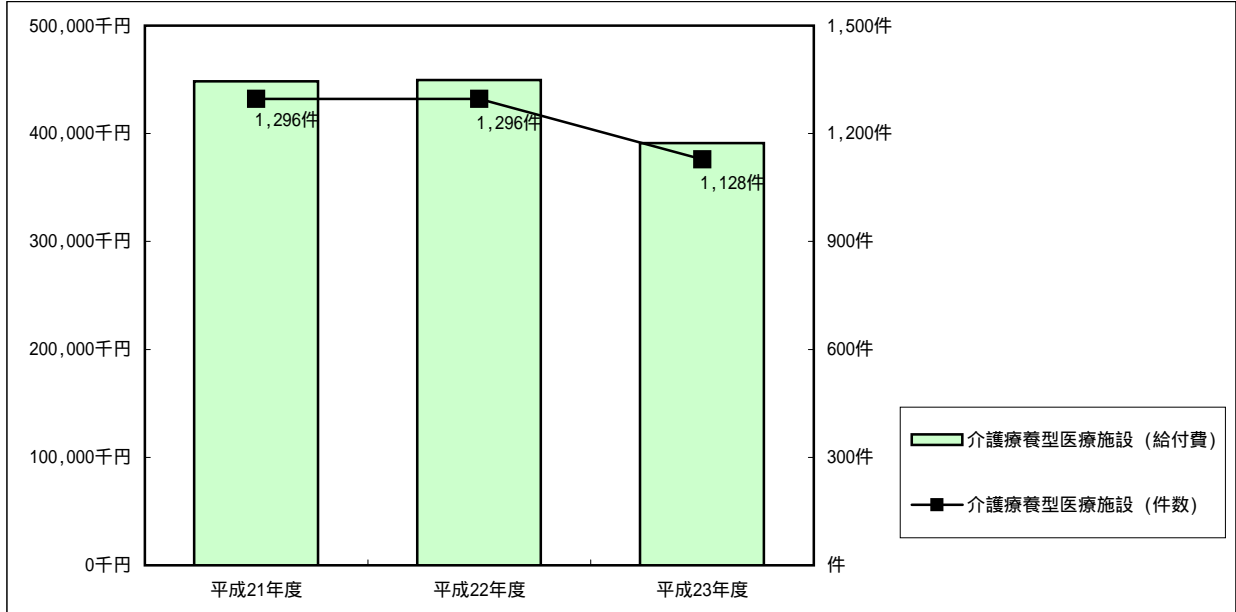
介護老人保健施設の給付費及び件数推移



		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人保健施設	給付費	2,226,314千円	2,229,253千円	2,271,501千円
	件数	9,012件	9,012件	9,168件

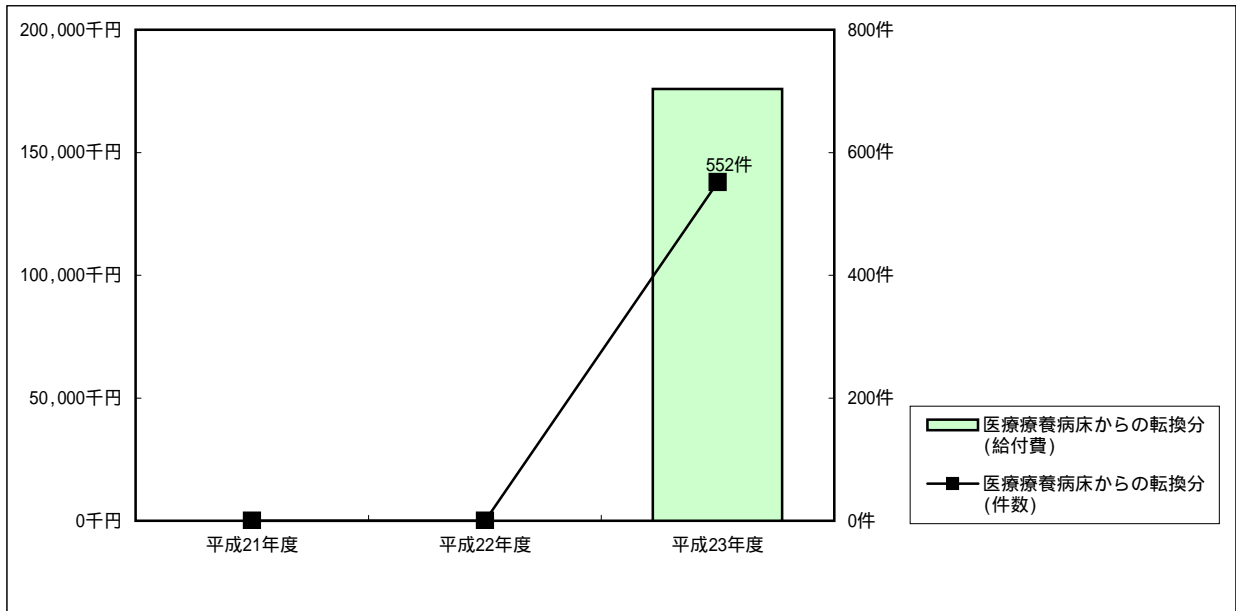
医療療養病床からの転換分は含まれていません。

介護療養型医療施設の給付費及び件数推移



		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護療養型医療施設	給付費	448,253千円	449,544千円	391,271千円
	件数	1,296件	1,296件	1,128件

療養病床（医療保険適用）からの転換分の給付費及び件数推移



		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医療療養病床からの転換分	給付費	0千円	0千円	175,862千円
	件数	0件	0件	552件

## 6 介護保険給付費・地域支援事業費と保険料

### (1) 介護給付に係る費用の見込

第4期計画における、要介護1から5の利用者に対する各サービスごとの保険給付費は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第4期計
<b>居宅サービス</b>	7,524,287	8,152,761	8,628,342	24,305,390
訪問介護	1,432,202	1,558,186	1,672,429	4,662,817
訪問入浴介護	105,901	114,440	121,249	341,590
訪問看護	401,877	433,672	460,006	1,295,555
訪問リハビリテーション	13,054	14,114	15,055	42,223
居宅療養管理指導	23,395	24,097	24,820	72,312
通所介護	2,042,223	2,177,383	2,294,469	6,514,075
通所リハビリテーション	1,554,838	1,661,103	1,753,565	4,969,506
短期入所生活介護	528,030	656,944	693,676	1,878,650
短期入所療養介護	71,751	77,198	82,266	231,215
特定施設入居者生活介護	231,435	232,217	232,998	696,650
福祉用具貸与	321,515	348,304	371,428	1,041,247
特定福祉用具販売	18,300	18,943	19,585	56,828
住宅改修	38,482	40,887	43,292	122,661
居宅介護支援	741,284	795,273	843,504	2,380,061
<b>地域密着型サービス</b>	1,921,431	2,040,677	2,289,984	6,252,092
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	130,120	140,391	149,424	419,935
小規模多機能型居宅介護	333,328	349,994	577,577	1,260,899
認知症対応型共同生活介護	1,314,128	1,314,128	1,317,186	3,945,442
地域密着型特定施設入居者生活介護	43,519	43,519	43,519	130,557
地域密着型介護老人福祉施設	100,336	192,645	202,278	495,259
<b>施設サービス</b>	4,178,091	4,272,652	4,522,819	12,973,562
介護老人福祉施設	1,503,524	1,593,855	1,684,185	4,781,564
介護老人保健施設	2,226,314	2,229,253	2,271,501	6,727,068
介護療養型医療施設	448,253	449,544	391,271	1,289,068
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	175,862	175,862
<b>介護給付費 計</b>	<b>13,623,809</b>	<b>14,466,090</b>	<b>15,441,145</b>	<b>43,531,044</b>

(2) 予防給付に係る費用の見込

第4期計画における、要支援1、2の利用者に対する各サービスごとの保険給付費は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第4期計
介護予防サービス	461,492	486,454	514,362	1,462,308
介護予防訪問介護	61,646	64,467	67,660	193,773
介護予防訪問入浴介護	47	55	55	157
介護予防訪問看護	6,032	6,308	6,614	18,954
介護予防訪問リハビリテーション	345	359	379	1,083
介護予防居宅療養管理指導	361	451	541	1,353
介護予防通所介護	207,113	216,635	227,378	651,126
介護予防通所リハビリテーション	112,996	121,295	130,573	364,864
介護予防短期入所生活介護	1,682	1,762	1,852	5,296
介護予防短期入所療養介護	272	286	301	859
介護予防特定施設入居者生活介護	9,362	9,362	9,362	28,086
介護予防福祉用具貸与	2,247	2,345	2,464	7,056
特定介護予防福祉用具販売	2,420	2,689	2,957	8,066
介護予防住宅改修	8,999	10,284	11,570	30,853
介護予防居宅介護支援	47,970	50,156	52,656	150,782
地域密着型介護予防サービス	11,193	11,460	19,465	42,118
介護予防認知症対応型通所介護	1,637	1,706	1,793	5,136
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,959	4,157	12,075	20,191
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,597	5,597	5,597	16,791
予防給付費 計	472,685	497,914	533,827	1,504,426

(3) 地域支援事業に係る費用の見込

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第4期計
介護予防事業	88,013	96,200	108,040	292,253
特定高齢者施策事業	68,650	75,036	84,271	227,957
一般高齢者施策事業	19,363	21,164	23,769	64,296
包括的支援事業・任意事業	139,987	163,800	183,960	487,747
包括的支援事業	123,189	144,144	161,885	429,218
任意事業	16,798	19,656	22,075	58,529
地域支援事業費 合計	228,000	260,000	292,000	780,000

(参考) 保険給付費見込額に対する割合

地域支援事業費 合計	1.5%	1.7%	1.7%	1.7%
介護予防事業	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
包括的支援事業・任意事業	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%

四捨五入により合計と内訳の合算が一致しない場合があります。

(4) 介護保険事業総費用の見込

(単位：千円)

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	第 4 期 計
<b>居宅サービス</b>	7,985,779	8,639,215	9,142,704	25,767,698
訪問介護	1,493,848	1,622,653	1,740,089	4,856,590
訪問入浴介護	105,948	114,495	121,304	341,747
訪問看護	407,909	439,980	466,620	1,314,509
訪問リハビリテーション	13,399	14,473	15,434	43,306
居宅療養管理指導	23,756	24,548	25,361	73,665
通所介護	2,249,336	2,394,018	2,521,847	7,165,201
通所リハビリテーション	1,667,834	1,782,398	1,884,138	5,334,370
短期入所生活介護	529,712	658,706	695,528	1,883,946
短期入所療養介護	72,023	77,484	82,567	232,074
特定施設入居者生活介護	240,797	241,579	242,360	724,736
福祉用具貸与	323,762	350,649	373,892	1,048,303
特定福祉用具販売	20,720	21,632	22,542	64,894
住宅改修	47,481	51,171	54,862	153,514
居宅介護支援	789,254	845,429	896,160	2,530,843
<b>地域密着型サービス</b>	1,932,624	2,052,137	2,309,449	6,294,210
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	131,757	142,097	151,217	425,071
小規模多機能型居宅介護	337,287	354,151	589,652	1,281,090
認知症対応型共同生活介護	1,319,725	1,319,725	1,322,783	3,962,233
地域密着型特定施設入居者生活介護	43,519	43,519	43,519	130,557
地域密着型介護老人福祉施設	100,336	192,645	202,278	495,259
<b>施設サービス</b>	4,178,091	4,272,652	4,522,819	12,973,562
介護老人福祉施設	1,503,524	1,593,855	1,684,185	4,781,564
介護老人保健施設	2,226,314	2,229,253	2,271,501	6,727,068
介護療養型医療施設	448,253	449,544	391,271	1,289,068
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	175,862	175,862
特定入所者介護サービス費	387,442	406,814	427,154	1,221,410
高額介護サービス費等	285,092	313,601	344,961	943,654
審査支払手数料	22,208	23,318	24,485	70,011
<b>保険給付費 合計 A</b>	<b>14,791,236</b>	<b>15,707,737</b>	<b>16,771,572</b>	<b>47,270,545</b>
介護予防事業	88,013	96,200	108,040	292,253
包括的支援事業	123,189	144,144	161,885	429,218
任意事業	16,798	19,656	22,075	58,529
<b>地域支援事業費 合計 B</b>	<b>228,000</b>	<b>260,000</b>	<b>292,000</b>	<b>780,000</b>
財政安定化基金拠出金 C	0	0	0	0
財政安定化基金償還金 D	0	0	0	0
<b>総費用額 A+B+C+D</b>	<b>15,019,236</b>	<b>15,967,737</b>	<b>17,063,572</b>	<b>48,050,545</b>

C 財政安定化基金は、保険料の未納や給付費の見込み誤り等により財源不足が生じた場合、資金の交付・貸付を行うために各都道府県に設置されています。その財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担することになります。市町村の財政安定化基金への拠出額は、第4期の標準給付費及び地域支援事業費の見込額に青森県が条例で定めた拠出率を乗じて算定されますが、第4期の拠出率は0.0%となります。

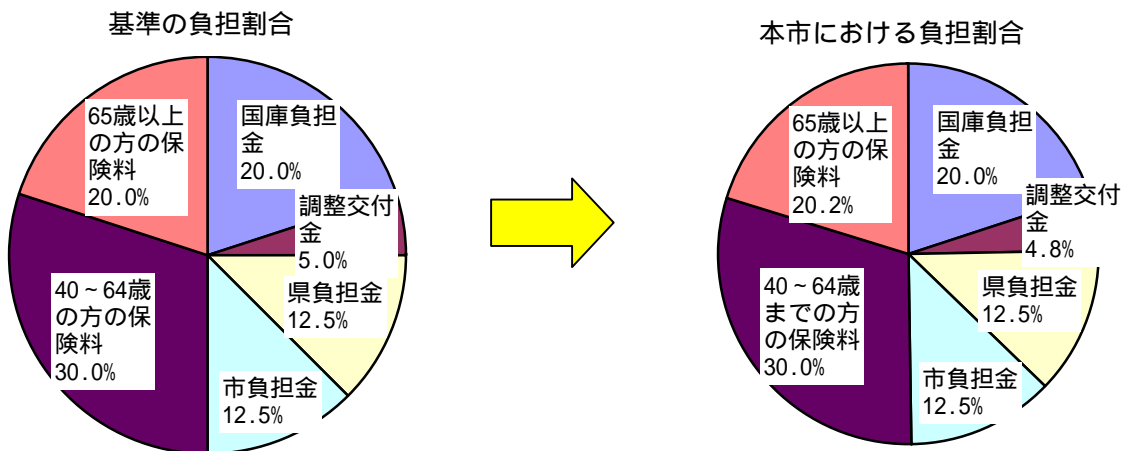
(5) 介護保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合と調整交付金の交付率

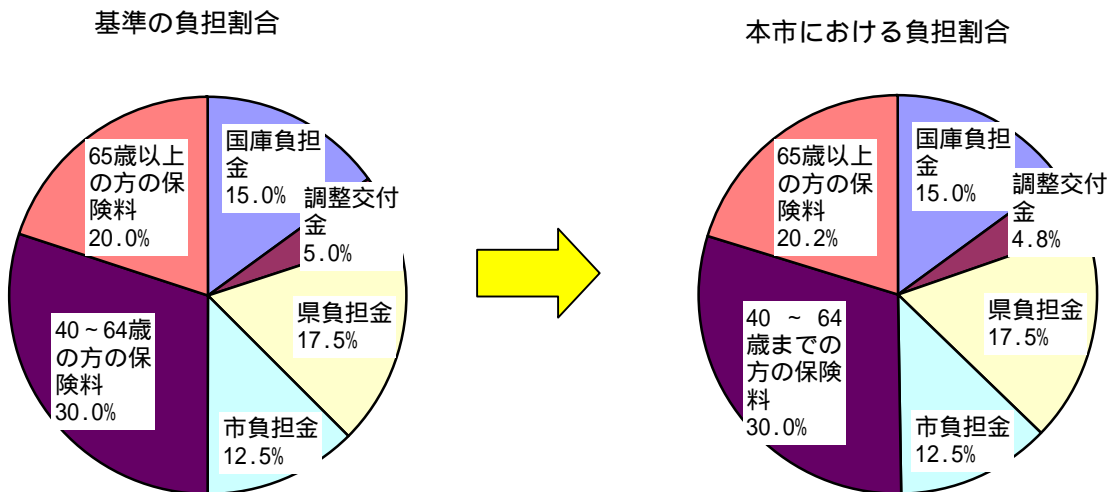
国が交付する調整交付金は、後期高齢者の割合、高齢者の所得階層分布の状況により、総費用の5%を基準に交付されることになっていますが、本市は後期高齢者の割合が全国平均より低いことから、4.8%の交付率を見込んでいます。

従って、基準の5%からの不足分0.2%分は65歳以上の方の保険料負担となり、保険料の負担割合は20.2%となります。

居宅給付費 費用の負担割合



施設等給付費 費用の負担割合



保険料算定に用いる被保険者数

保険料基準額の算定にあたっては、保険料所得段階ごとの被保険者数の加重を考慮した、被保険者数(G)によって算定します。(各年度9月末時点の推計値)

単位：人

	所得段階別被保険者数 (a)			加重係数 (b)			所得段階の加重を考慮した被保険者数 (a) × (b)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	1,673	1,693	1,715	0.50	0.50	0.50	837	847	858
第2段階	9,604	9,722	9,848	0.55	0.55	0.55	5,282	5,347	5,416
第3段階	6,637	6,718	6,805	0.75	0.75	0.75	4,978	5,039	5,104
第4段階	17,644	17,861	18,092	1.00	1.00	1.00	17,644	17,861	18,092
第5段階	13,272	13,437	13,611	1.25	1.25	1.25	16,590	16,796	17,014
第6段階	3,669	3,714	3,762	1.65	1.65	1.65	6,054	6,128	6,207
第7段階	1,457	1,475	1,494	2.00	2.00	2.00	2,914	2,950	2,988
合計	53,956	54,620	55,327				54,298	54,967	55,679
所得段階の加重を考慮した被保険者数 (G)								164,944	

保険料必要額の算定

保険料基準額の算定にあたり、総給付費等の第1号被保険者が負担する割合に応じて、保険料必要額(H)が以下のとおり算定されます。

保険料必要額の算定

	総額 (3年分)	第1号被保険者負担割合	負担金額
介護保険給付費 合計 (A)	47,270,545千円	20.2%	9,548,650千円
地域支援事業費 合計 (B)	780,000千円	20.0%	156,000千円
財政安定化基金拠出金 (C)	0千円	100.0%	0千円
財政安定化基金償還金 (D)	0千円	100.0%	0千円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 (E)			126,479千円
介護保険特別会計財政調整基金取崩額 (F)			268,753千円
保険料必要額 (H)			9,309,418千円

(B) 地域支援事業費の第1号被保険者負担割合は20% (定率)。

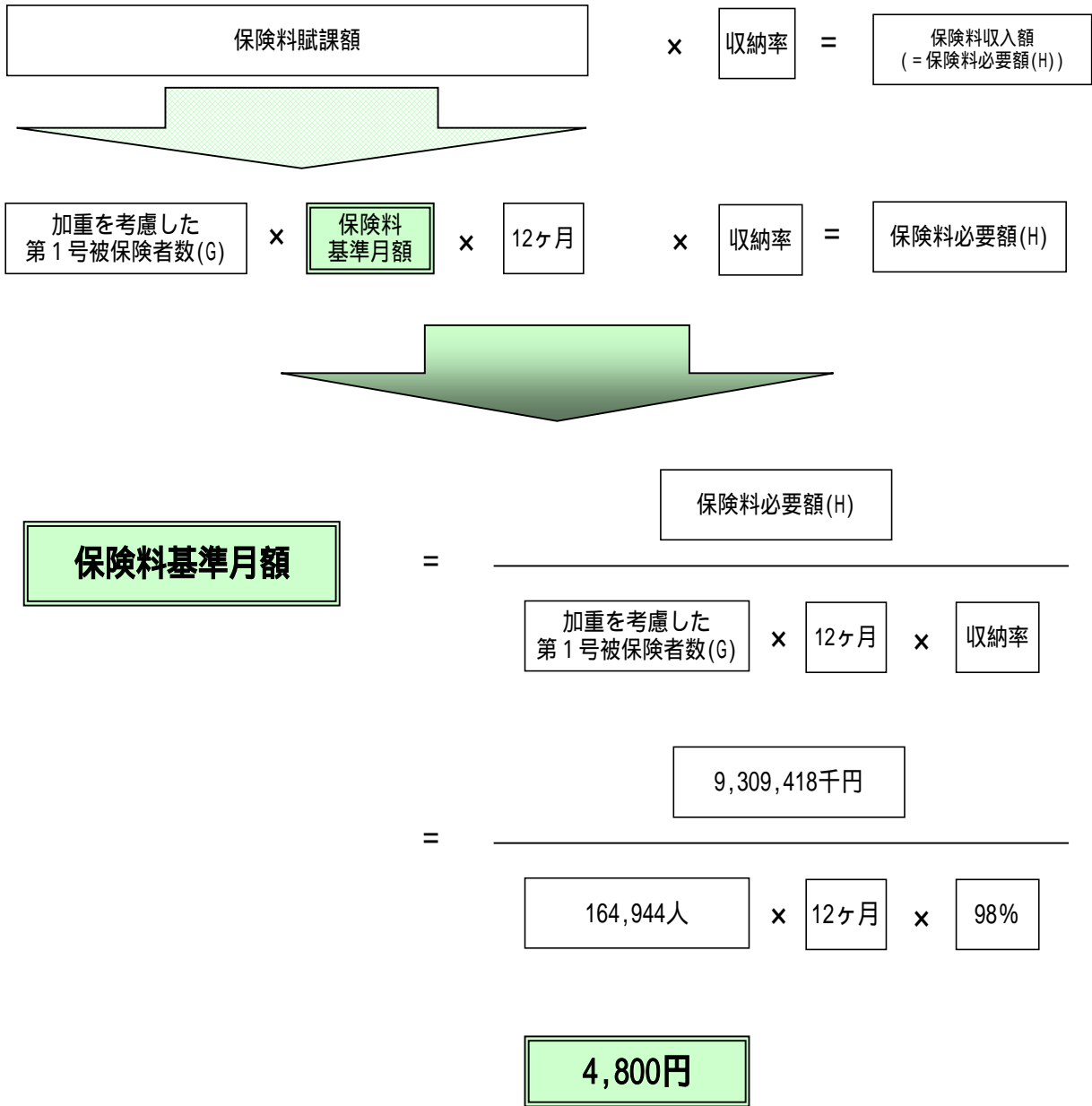
(E) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、21年度からの介護報酬改定による保険料上昇分を抑制し、被保険者の負担軽減を図ることを目的として、国が臨時で交付するものです。当該交付金による保険料軽減措置は第4期に限り行うことができます。介護報酬改定による21年度保険料上昇見込額的全額及び22年度保険料上昇見込額の半額を軽減します。

(F) 平成20年度末基金残高見込 667,000千円。

第1号被保険者の介護保険料基準月額の設定

～ で算定した値を用いて、第1号被保険者の介護保険料基準月額が以下のとおり算定されます。第4期（平成21～23年度）の基準月額は、国の交付金や介護保険特別会計財政調整基金の取崩により保険料上昇を抑制し、第3期と同額の4,800円据え置きとなります。

保険料基準月額の算定式



(5) 所得段階別保険料率と低所得者対策

平成18年度～20年度までの第3期保険料設定では、国の標準が6段階設定であるところを7段階設定にし、高所得者から多くの負担を求める一方で、低所得者に配慮した保険料設定としました。

平成21年度～23年度までの第4期保険料設定においても、低所得者対策のため第3期保険料設定で実施した7段階設定を踏襲しました。さらに、第2段階の保険料率を0.60から0.55に引き下げ、より低所得者に配慮しました。

第4期（平成21～23年度）各所得段階と対象者

所得段階	対 象 者
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超
第4段階	世帯の誰かが市民税課税で、本人は市民税非課税
第5段階	本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が200万円未満)
第6段階	本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満)
第7段階	本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が400万円以上)

第4期（平成21～23年度）各所得段階の保険料率と保険料額

	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	0.50	2,400円	28,800円
第2段階	0.55	2,640円	31,680円
第3段階	0.75	3,600円	43,200円
第4段階	1.00	4,800円	57,600円
第5段階	1.25	6,000円	72,000円
第6段階	1.65	7,920円	95,040円
第7段階	2.00	9,600円	115,200円

## 7 介護給付適正化事業

### (1) 介護給付適正化について

介護保険の認定者や事業者が年々増加している中で、各保険者が給付の適正化を行い、それにより不適正な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に必要不可欠な事です。

### (2) 重点事業の実施目標について

そのような中で国においては、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求関係の適正化といった重要事業については、平成20年度から平成22年度までの3年間を強化期間と位置づけ、最終年度の平成22年度には、全ての保険者が何らかの形で重要事業を実施していることを目標としています。

また、既に事業を実施している保険者にとっては、その内容の充実や実施回数の拡充を図ることとされています。

#### 国が掲げる介護給付適正化実施目標

介護給付適正化実施目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要介護認定の適正化 認定調査状況チェック	70%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適正化				
ケアプランの点検	60%	85%	95%	100%
住宅改修等の点検	70%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化				
「医療情報との突合」・「縦覧点検」	60%	85%	95%	100%
介護給付費通知	60%	85%	95%	100%

### (3) 八戸市における重点事業の実施について

#### ア) 認定調査状況チェック

##### 【現状と今後の見通し】

八戸市では制度発足直後から現在まで、介護支援専門員や看護師の資格を有する職員により、全ての認定調査のチェックを行っています。

また平成20年度より、非常勤のケアマネジャーを1名増員し、新規申請と区分変更申請については、市の調査員が調査を行っています。

今後も、新規申請と区分変更申請については、市の調査員が継続して全ての調査を行っていきます。

また委託した調査分も含めて、全ての調査を介護支援専門員などの資格を有する職員によりチェックを行い、要介護認定の適正化に努めます。

イ) ケアプランの点検

【現状と今後の見通し】

ケアマネジメントの適正化については、介護支援専門員に対する研修会を行い、質の向上に繋がる取り組みを行ってきましたが、ケアプランの点検については行っていません。

今後については、「ケアプラン点検実施マニュアル」を基に、国保連より提供される介護給付適正化システムにおいて偏ったサービス提供などが見受けられるケースを抽出しケアプランの提出を求め、介護支援専門員の資格を有する者がチェックを行っていく形で、平成21年度から実施することとし、ケアマネジメントの質の向上に努めていきます。

ウ) 住宅改修等の点検

【現状と今後の見通し】

住宅改修については、平成18年4月より工事着工前の申請が原則となっていますが、当市では以前から、着工前の申請を工事施工業者や介護支援専門員に周知し、対象者の身体状況に応じた工事となっているか、適正な金額による工事となっているか等について確認を行っています。

今後については、現地調査について工事前・工事後の現地確認の件数を増やし、必要に応じて庁内関係課と共同で現地確認を行うなど、適正化を図ります。

また、これまで行ってない福祉用具の購入における現地調査についても、今後積極的に行っていきます。

エ) 「医療情報との突合」・「縦覧点検」について

【現状と今後の見通し】

青森県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）より提供される介護給付の適正化データをもとに、不適正な請求と思われる事業所に対して文書照会をし、不適正な請求と認められた場合には介護報酬の返還を指示しています。

第4期計画期間については、各種加算のチェックについて継続して行っていくとともに、国保連の「介護給付適正化システム」を活用しチェック項目を拡大し、偏ったサービスを提供している事業所に対する確認・調査を行っていきます。

オ) 介護給付費通知について

【現状と今後の見通し】

介護給付費通知については、平成20年度末現在、主だった取組みは行っていません。

実施に向けては、通知対象者（要介護度・通知頻度・利用サービス数）等を検討するとともに、他都市の事例を参考としながら準備を進め、平成22年度に実施することとします。

(4) 重点事業以外の適正化に関する取組みについて ( 集団指導・実地指導 )

【現状と今後の見通し】

集団指導については、市内の地域密着型サービス事業所に対して、毎年度必ず1度は開催し、制度の確認や加算の算定について周知を行っています。

実地指導については、平成18年度以降、市内の地域密着型サービス事業所に対して行い、不適正な請求等があれば事業所へ介護報酬の返還を求めています。

今後について、集団指導は年1・2回の頻度で開催し、介護報酬の算定に関する事項や実地指導での指摘事項を中心に、周知・徹底を行い、給付の適正化に努めていき、実地指導については、市内の地域密着型サービス事業所に対して3年に1度の割合で行っていきます。

また、平成20年度から24年度までの5年間で全ての営利法人が運営する介護サービス事業者に対して監査を行うべきとされたことから、県が行う実地指導・監査に同行するなど、効率的な取組を行っていきます。

< 八戸市の介護給付適正化実施目標 >

八戸市介護給付適正化実施目標	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要介護認定の適正化 認定調査状況チェック	実施済	拡充	拡充
ケアマネジメント等の適正化			
ケアプランの点検	未実施	実施	拡充
住宅改修等の点検	実施済	拡充	拡充
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
「医療情報との突合」・「縦覧点検」	実施済	拡充	拡充
介護給付費通知	未実施	未実施	実施

## 8 NPO、ボランティア活動の支援

### (1) コミュニティ活動の促進について

社会経済情勢の変化や高齢社会の進展につれて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。また、高齢者の介護・福祉サービスに対するニーズは多様化しており、これに対応していくには地域特性を活かしたふれあいのあるコミュニティの形成が必要となっています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続していくためには、公的サービスだけでは不十分であり、NPOやボランティア等の地域活動を促進していくことが必要です。また認知症高齢者の支援には、認知症を正しく理解して、本人やその家族を温かく見守ることが必要です。

その一環として「八戸市協働のまちづくり基本条例」を制定し、市民活動の促進や地域コミュニティ活動の推進を図っていきます。

今後は、市民・行政・事業者などが一体となった協働のまちづくりを進めるため、関係機関相互及びその内部組織の間の連携を図り、コミュニティ活動を促進していきます。

### (2) 高齢者の社会参加の促進について

高齢者像の変化に伴い、高齢者自身の健康の保持・増進や介護予防、さらには自己実現に関する意識も変化してきていることから、生きがいや社会参加の機会として、これら高齢者が自らの経験や能力を活かして参加できる活動に関する必要な支援や指導及び啓発活動が求められています。

このため、「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」に基づいて高齢者の社会参加の促進を図るとともに、NPOやボランティア等の市民団体はもとより、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会等との連携を強化し、ノーマライゼーション理念に基づいた住民主体の各種活動により、高齢者のみならず住民全体が暮らしやすい環境の整備を図り、ふれあいのある元気な地域づくりを目指していきます。

項目	施策の概要
市民活動の促進	地域活動組織への支援の強化等のボランティア制度の充実
社会参加の促進	各種学習活動の場及び生涯学習プログラムの提供 老人クラブ等による社会奉仕活動への参加促進 シルバー人材センターの活用等による高齢者の就労の促進

## 9 高齢者福祉の推進

### (1) 福祉のまちづくりの総合的推進

「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」に基づき、市民と事業者と行政が互いに連携し、それぞれの役割を分担しながら、協働して福祉のまちづくりの総合的な推進を図ります。また、介護・医療・福祉の連携を図るとともに、都市の整備、防犯、防災、教育など多様な分野との連携に努めます。

### (2) 高齢者の生きがいづくり

#### 老人クラブ

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織です。健康活動、友愛活動、奉仕活動の全国三大運動をはじめとして、多岐にわたる活動を実施しながら、地域社会において大きな役割を担っています。本市では、さらに単位老人クラブが結集し、明るく住みよい地域づくりに貢献するとともに、地域住民の信頼と期待に応えるため八戸市老人クラブ連合会を結成しており、種々の活動を展開しています。

老人クラブ並びに老人クラブ連合会が実施する各種事業に対して助成を行い、高齢者の社会参加の推進を図ります。

#### 老人クラブの主な活動

活動名	活動内容
社会参加活動	若い世代との交流(世代間交流) 技術・技能の伝達に関する活動(寿作品展、菊づくり) 会報等の発行による広報活動等
社会奉仕活動	環境美化活動 友愛訪問 施設の訪問 雑巾などの寄贈・贈呈活動 相談活動等
健康増進活動	ゲートボール、グラウンドゴルフ等の軽スポーツへの取り組み 老人スポーツ大会の開催等
教養活動	講座、講演会の実施 研修会の開催等
レクリエーション活動	慰安旅行の開催等 老人芸能発表大会 各種会合の開催等

### 老人福祉センター及び老人いきいの家の設置状況

老人福祉センター 2 施設、老人いきいの家 5 施設を、地域の高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の社会参加の場として提供しています。

介護保険制度を円滑に推進するためにも、高齢者の介護予防・生きがい対策事業がますます重要となることから、これらの事業を推進するための一つの拠点施設として位置づけ、社会参加の場としての提供はもとより、高齢者による自主的グループづくりや世代間交流活動などを積極的に支援していく必要があります。

### 老人福祉センター及び老人いきいの家の設置状況

施設名	整備年度	主な設備等
老人福祉センター 馬淵荘	昭和55年度	集会室、機能回復訓練室、健康相談室、生活相談室、娯楽室、図書室、浴室
老人福祉センター 南郷	平成6年度	集会室、機能回復訓練室、健康相談室、生活相談室、娯楽室、図書室、浴室
老人いきいの家 臥牛荘	昭和52年度	集会室、研修室、創作室、調理室、浴室
老人いきいの家 青山荘	昭和57年度	休憩室、浴室
老人いきいの家 諏訪荘	平成3年度	集会室、研修室、娯楽室、浴室
老人いきいの家 うみねこ荘	平成4年度	集会室、娯楽室、浴室
老人いきいの家 海浜荘	平成5年度	集会室、娯楽室、浴室

### その他の生きがい事業

高齢者の生きがい対策及び社会参加を促進するため、次の事業を実施します。

事業名	事業内容
高齢者趣味の教室 (陶芸、組紐)	高齢者がその経験と知識を活かし、希望と能力に応じた創造的活動に参加することによって、生きがいの増進を図る。
はり・きゅう・あんま マッサージ施術費助成	高齢者の健康増進を図るため、はり・きゅう・あんまマッサージ施術費の一部を助成する。

### (3) 生涯学習対策

今日、情報化や国際化の進展、余暇時間の増大や価値観の多様化など様々な社会情勢の変化の中で、生涯にわたって自由に学ぶことができる生涯学習社会を築くことが必要です。

このため、生涯学習施設の整備を進めるとともに、市民大学講座をはじめとする各種の学習関連事業の質的改善を図るなど、生涯学習体系の充実に努めており、「八戸市生涯学習推進基本計画」に基づいた、市民一人ひとりの生きがいのある人生の創造と活力に満ちた地域社会の実現に向けて事業を展開しています。

#### 各種教養講座

事業名	事業内容
鷗盟大学	八戸市鷗盟大学を設置し、60歳以上の高齢者を対象に、一般教養・園芸・生活福祉等の学習を通じ、社会参加と生きがいの増進を図る。
高齢者教室	市内22ヶ所の公民館を活用し、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、家庭生活に役立つ教養・知識・趣味等の習得、積極的な生きがいを求めて学習する場を提供。
市民大学講座	全国から各界の第一人者を講師に迎え、広く市民全体を対象に、人間性豊かな生き方を追求する学習の場として、併せて市民としての連携が深められることを目的として開催。

### (4) 高齢者の居住対策

高齢社会に対応した社会資本の整備、特に、心身機能が低下していく高齢者が、持てる能力を最大限生かしながら生き生きと安心して生活のできる住宅の整備や、在宅生活支援施設等の整備を図っていくことは、重要な課題となっています。また、ユニバーサルデザインなど、高齢者だけでなくの全ての人に優しい住まいづくりが重要になっています。公営住宅は特にバリアフリーへの対応が強く求められています。

既存の市営住宅について、積極的にバリアフリー住宅への建て替え、改善を進め、必要な市民の入居や、既存入居者の住み替え等を促進します。

### (5) 防災・防犯対策の推進

高齢者やその家族、地域支援者が、災害時や緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報し行動できるよう、災害時要援護者登録制度の普及をはじめ、緊急通報・連絡体制を整備します。

また、高齢者に対する消費者被害防止のため、パンフレット等により悪質商法等の対策について啓発に努めます。

( 6 ) 公共交通機関

市民の足となっている市内の路線バスについて、高齢者の社会参加の促進と生きがい増進のため、市営バス及び南部バスで利用できる、高齢者バス特別乗車証（はつらつ共通バス券）を交付しています。

- ア) 快適なバス待ちができるよう、主要バス停留所には、防風付き上屋の設置を促進します。
- イ) 歩道が無い場所や狭い場所では、民有地内にバス停留所の設置協力を要請し、スペースの確保に努めます。
- ウ) はちのへ市営バス運行情報（バスロケーションシステム）により、バスの利便性向上を図ります。
- エ) 高齢者にも乗降が容易な低床バスの導入を促進します。
- オ) 公共的施設の機能更新に合わせ、市民の社会活動等のニーズに即した、バス路線の見直しを行うなどの対応を図ります。